

大分県原子力災害対策実施要領

大分県

令和6年9月改定

大分県原子力災害対策実施要領の構成

第1章 原子力災害時の情報伝達・広報活動

第2章 環境放射線モニタリング

第3章 屋内退避、一時移転・避難

第4章 原子力災害医療措置

第5章 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第6章 愛媛県からの避難者受入れ

第7章 複合災害時の対応

目 次

はじめに～実施要領作成の趣旨～	1
第1章 原子力災害時の情報伝達・広報活動	3
I 災害対応活動体制設置前の情報収集・伝達	4
1 A区分の異常事象（労働災害等を除く）が発生した場合	5
2 B区分の異常事象が発生した場合	5
3 C区分の異常事象が発生した場合	5
II 災害対応活動体制設置後の情報収集・伝達	8
1 情報収集及び伝達体制	10
2 愛媛県オフサイトセンターへの連絡員派遣	11
III 住民等への情報伝達・広報活動	13
1 住民等への情報伝達・広報系統図	13
2 住民等への情報伝達	14
3 広報活動	16
4 住民問い合わせ窓口の設置	18
IV 複合災害時の対応	18
1 通信手段の確保	18
2 住民への的確な情報伝達	18
V 平常時の取組	18
1 原子力災害に関する研修会の実施	18
2 情報伝達訓練の実施	18
第2章 環境放射線モニタリング	31
I 平常時モニタリング	32
1 基本方針	32
2 目的	32
3 実施体制	32
4 実施内容	32
5 モニタリング要員の育成	33
II 緊急時モニタリング	34
1 基本方針	34
2 目的	34
3 実施体制	34
4 実施内容	35
5 海上モニタリングについて	36

第3章 屋内退避、一時移転・避難	43
I 防護対策の基本的考え方	44
1 はじめに	44
2 基本的考え方	44
II 屋内退避・一時移転・避難の基準	45
1 原子力発電所を中心として概ね半径5 kmの地域の措置	45
2 原子力発電所を中心として概ね半径30 kmの地域の措置	45
3 原子力発電所から30 km以遠の措置	45
III 屋内退避	46
1 屋内退避の住民への指示と関係機関への伝達	46
2 屋内退避の指示事項	47
IV 一時移転・避難	48
1 一時移転・避難指示の決定と伝達	48
2 住民の一時移転等の体制	48
第4章 原子力災害医療措置	61
I 安定ヨウ素剤の配布・服用	62
1 基本的方針	62
2 服用の指示等	62
3 安定ヨウ素剤の配布体制	62
4 住民への配布・服用の手順	64
5 防災業務従事者への配布・服用	65
II 原子力災害医療活動	79
1 質疑応答集の作成	79
2 避難退域時検査及び簡易除染の実施	79
3 問診及び説明	80
4 避難所等での対応	82
第5章 飲食物の出荷制限、摂取制限等	95
1 実施方針	96
2 実施基準	96
3 飲食物の摂取制限等	96
4 地域生産物の摂取制限等	98
5 飲食物の出荷制限、摂取制限等の県民周知等	99
6 食品等の供給	99

第6章 愛媛県からの避難者受入れ	105
I 受入れの基本的な考え方	106
1 対象住民	106
2 受入れを行う市町村	106
3 受入れ候補施設	106
4 輸送手段の事前確保	106
5 避難ルート of 事前把握	106
6 住民避難を支援する事業所等に対する研修及び訓練	107
II 受入れ手順	107
1 受入れ完了までのフロー図	107
2 具体的手順	107
3 避難所の運営	109
III 愛媛県と調整すべき事項	110
1 避難者受入れに係る資機材の整備について	110
2 避難の長期化の防止	110
3 受入れに係る費用負担	110
IV 本章の見直し	110
第7章 複合災害時の対応	123
I 基本原則	124
II 活動体制	124
1 県の災害対策体制	124
2 緊急時モニタリング及び原子力災害医療の体制	125
III 情報伝達・広報活動	126
1 通信手段の確保	126
2 住民への的確な情報伝達	126
IV 住民への情報伝達及び避難行動	126
1 県や市町村の対応	126
2 住民の避難行動	127
V 愛媛県からの避難者受入れ	128

はじめに～実施要領作成の趣旨～

平成 25 年 6 月 5 日に大分県地域防災計画（事故等災害対策編）（以下「地域防災計画」という。）を修正し、近隣の原子力発電所に万が一の事故が発生し、放射性物質の拡散の影響が本県に及ぶことを想定した災害対策を盛り込んだ。修正では、原子力防災対策の専門的、技術的指針となる「原子力災害対策指針（以下「対策指針」という。）」の平成 25 年 5 月時点の知見を踏まえて、関係機関の執るべき基本的事項を新たに定めた。

平成 26 年 3 月に策定した大分県原子力災害対策実施要領（以下「実施要領」という。）は、万が一の場合、地域防災計画に基づき速やかに実効性ある防護措置が実施できるよう県関係機関の執るべき手続きをまとめたもので、実施体制は別図 1 のとおりである。

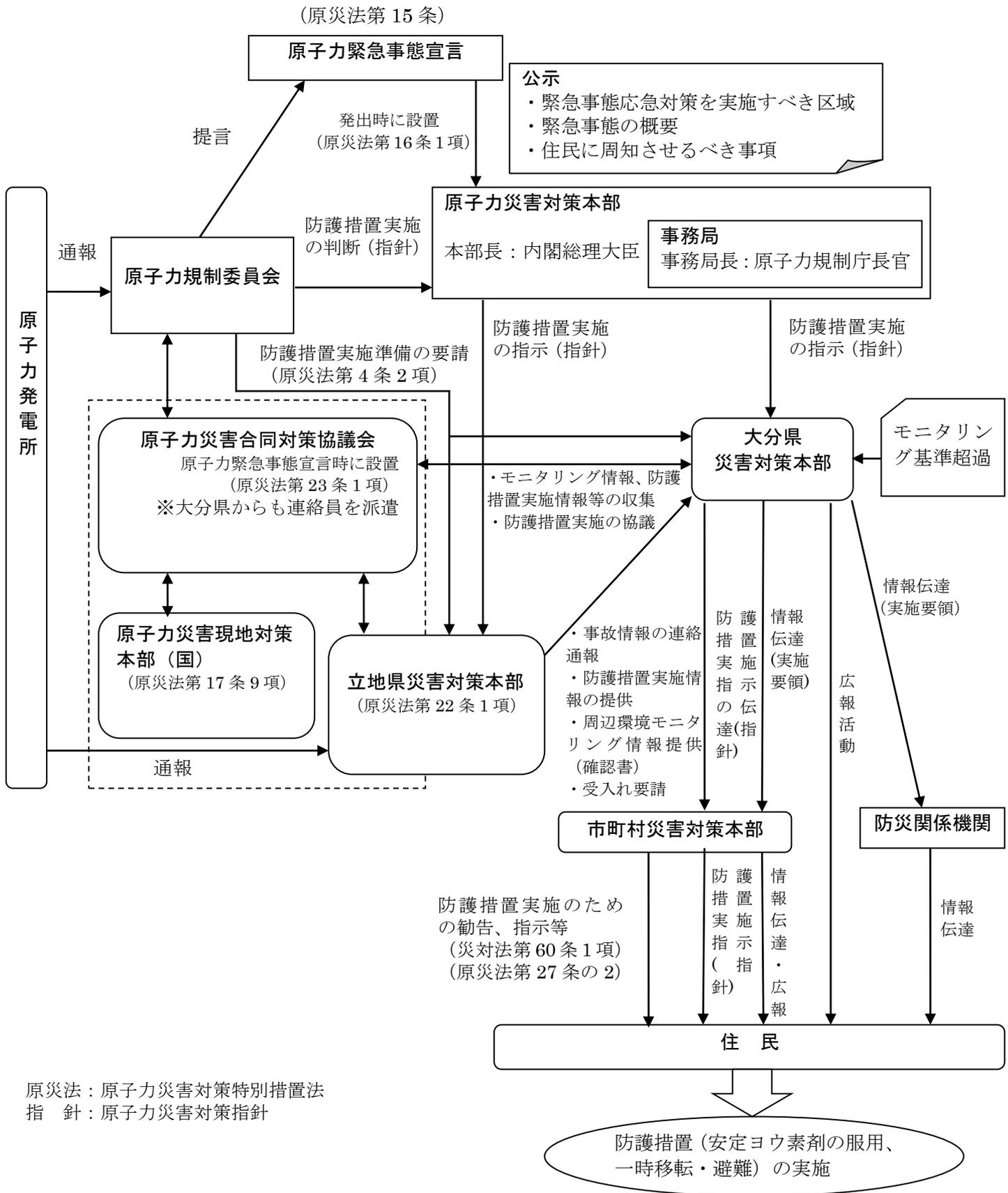
市町村をはじめとした防災関係機関におかれては、この実施要領を踏まえて放射性物質の防護への備えを行っていただきたい。

対策指針においては、原子力施設から半径概ね 30 k m 圏域内を、原子力災害対策を重点的に実施する区域（以下「重点区域」という。）としている。本県は、近隣の原子力発電所である四国電力株式会社伊方発電所（以下「伊方発電所」という。）から最短で約 45 k m にあるため、重点区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成 27 年 3 月に国が示した U P Z 外の防護対策の方針も考慮して、本県の対策のあり方や手順を実施要領として定めている。

なお、実施要領は、対策指針等の知見に応じて必要な見直しを行っていく。

大分県生活環境部防災局危機管理室

(別図 1) 原子力災害時の情報伝達・防護措置 実施体系図



原災法：原子力災害対策特別措置法
指 針：原子力災害対策指針

第1章 原子力災害時の情報伝達・広報活動

- I 災害対応活動体制設置前の情報収集・伝達
- II 災害対応活動体制設置後の情報収集・伝達
- III 住民等への情報伝達・広報活動
- IV 複合災害時の対応
- V 平常時の取組

【趣 旨】

- ・地域防災計画においては、事故時に影響を及ぼすおそれのある近隣の原子力発電所として、九州電力株式会社の玄海原子力発電所（佐賀県）及び川内原子力発電所（鹿児島県）並びに伊方発電所（愛媛県）を想定している。これら3施設のうち、万が一の事故の場合、最も本県に影響があると考えられるのは伊方発電所であることを踏まえて、県民の安全、安心の確保のため、伊方発電所で起こる全ての異常事象について、本県としても速やかに情報収集し、県民に情報提供を行っていく。
- ・このため、本県と愛媛県との間で情報連絡等に関する確認書を取り交わし、重要な異常事象については、愛媛県から直接、通報連絡が行われる体制が構築されている。
- ・なお、玄海原子力発電所と川内原子力発電所については、本県と100km程度以上の距離にあるものの、原子力災害対策特別措置法第10条に規定する通報事象以上の異常事象が起こった場合に、立地県から情報提供を受ける体制を執っている。
- ・本章は、地域防災計画に基づき、原子力災害発生時における事故状況と関連する情報の収集、関係機関への情報伝達及び住民等への広報活動を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

I 災害対応活動体制設置前の情報収集・伝達

- ・本節では、愛媛県からの通報等により入手した伊方発電所の異常事象（別表1「伊方発電所異常時通報連絡公表要領における公表事項等」に該当する事象をいう。）について、市町村をはじめとした関係機関への情報連絡の要領を定める。

1 A区分の異常事象（労働災害等を除く）が発生した場合

関係機関への情報伝達は、次のとおりとする（緊急事態区分の「警戒事態」以上に該当する場合を除く）。

(1) 本県の情報伝達

- ①愛媛県から伊方発電所の異常事象に関するファクシミリ及び電話連絡を受信
- ②防災危機管理監及び危機管理室長へ報告

(2) 関係機関への情報伝達

- ①「一斉指令装置」により市町村、消防本部、県振興局、陸上自衛隊別府駐屯地へ送信する。（様式1）
- ②防災センターファクシミリにより防災関係機関及び県庁内関係各課（別表2）へ送信する。（様式1）

陸上自衛隊湯布院駐屯地、玖珠駐屯地及び大分地方協力本部については、ファクシミリ送信前に電話連絡し、受信の切り替えを依頼すること。

- ③防災センターファクシミリにより報道機関へ送信する。（様式2）
- ④第2報以降についても同様の取扱いとする。

(3) 県民への情報発信

大分県ホームページの到着情報及び所属のページに以下のとおり掲載する。

(掲載例) ※他の異常事象区分についても同様とする
「伊方発電所からの異常通報連絡関係 (愛媛県公表資料)」
四国電力株式会社伊方発電所からの異常通報連絡について、愛媛県原子力
情報ホームページに掲載されましたのでお知らせします。

◆ ○○年××月△△日 ○時×分愛媛県公表 (○区分)
伊方○号機の・・・・・・について (リンク貼付)

2 B区分の異常事象が発生した場合

(1) 本県の情報伝達

愛媛県ホームページ等により覚知した場合は、速やかに防災危機管理監、危機管理室長へ報告する。

(2) 関係機関への情報伝達

「一斉指令装置」により市町村、消防本部、県振興局、陸上自衛隊別府駐屯地へ送信する。(様式1) 第2報以降についても同様の取扱いとする。

(3) 県民への情報発信

大分県ホームページの到着情報及び所属ページに情報を掲載する。

3 C区分の異常事象が発生した場合

毎月10日(10日が勤務日以外の場合は次の勤務日)に、前月分がまとめて愛媛県ホームページに掲載されるため、その更新を確認した場合は大分県HPに掲載する(第1報のみ)。

- ・なお、事態が進展し原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条に該当する事象に至るなど、県として災害対策本部体制等により対応すべきと判断した場合は、次節「II 災害対応活動体制設置後の情報収集・伝達」により対応する。
- ・また、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所に関しては、原災法第10条に該当する事象に至らない異常事象について、九州電力株式会社から情報提供があった場合は、その情報の内容に応じて本節の要領により関係機関へ情報提供を行う。

別表1 伊方発電所異常時通報連絡公表要領における公表事項等

区分	内 容	公表時期
A	(1) 伊方発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書(愛媛県及び伊方町と四国電力とで締結) 第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音が発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏洩したとき(周辺環境に影響を与えないものを除く) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表
B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後、48時間以内に公表
C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表
PP	核物質防護に影響がある事態が発生し、その事態の脆弱性が解消されたとき	公表可能な段階で速やかに

別表2 A区分事象発生時FAX送信先一覧（庁内関係課、その他防災関係機関）

	機関名	FAX番号
1	行政企画課	097-506-1712
2	学事・私学振興課	097-506-1745
3	政策企画課	097-506-1722
4	広報広聴課	097-506-1726
5	福祉保健企画課	097-506-1732
6	医療政策課	097-506-1734
7	薬務室	097-506-1828
8	健康政策・感染症対策課	097-506-1735
9	生活環境企画課	097-506-1741
10	食品・生活衛生課	097-506-1743
11	環境保全課	097-506-1747
12	商工観光労働企画課	097-506-1752
13	工業振興課	097-506-1753
14	農林水産企画課	097-506-1757
15	おおいたブランド推進課	097-506-1761
16	漁業管理課	097-506-1767
17	土木建築企画課	097-506-1770
18	会計課	097-506-1782
19	議会事務局 総務課	097-506-1785
20	企業局 総務課	097-532-5523
21	病院局 総務経営課	097-546-7708
22	教育庁 教育改革・企画課	097-506-1791
23	県警察本部 警備運用課	097-536-3223
24	大分地方気象台 防災管理官	097-536-4749
25	大分地方気象台 観測予報管理官	097-536-0091
26	福岡管区気象台 予報課	092-771-2886
27	大分海上保安部	097-521-0220
28	日本赤十字社大分県支部	097-533-6795
29	大分県医師会	097-537-4764
30	大分県放射線技師会	097-574-7715
31	大分県薬剤師会	097-544-1051
32	大分県看護協会	097-545-3751
33	大分県社会福祉協議会	097-558-1635
34	大分県漁業協同組合	097-537-1711
35	宮崎県総務部危機管理局危機管理課	0985-26-7304
36	宮崎県災害監視室	0985-26-7825
37	陸上自衛隊湯布院駐屯地	0977-84-2111
38	陸上自衛隊玖珠駐屯地	0973-72-1116
39	大分地方協力本部総務課	097-536-6271

II 災害対応活動体制設置後の情報収集・伝達

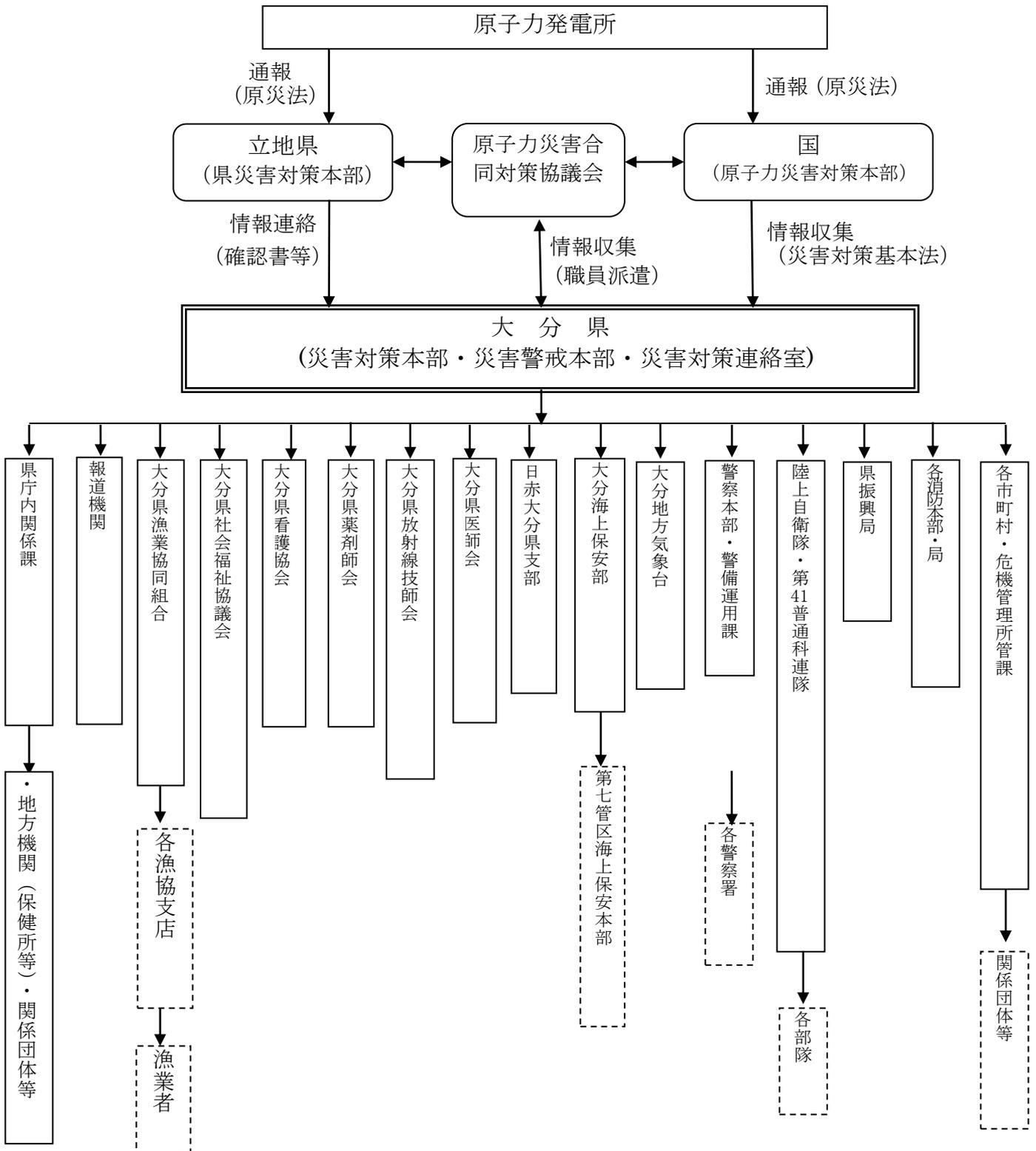
近隣の原子力発電所で事故等が発生し、県内に放射性物質の拡散の影響がある場合又はそのおそれがある場合、本県は災害対策本部等の活動体制により対応する。

事態が進展した後の防護措置に備えるため、事故状況等の情報収集を行い、直ちに、別図2「情報連絡系統」により市町村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係課へ伝達する。

■活動体制と設置基準

体制	設置基準	原子力災害対策要員
災害対策連絡室	近隣の原子力発電所において事故等が発生し、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。 ※警戒事態 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。 ・立地市町村において震度6弱以上の地震 ・大津波警報が発令 等	連絡室要員 健康政策・感染症対策課 1名 医療政策課 1名 薬務室 1名 環境保全課 1名 食品・生活衛生課 1名 ※別途、危機管理室執務室、又は防災センター等に住民問い合わせ窓口を設置
災害警戒本部	①近隣の原子力発電所において原災法第10条第1項に定める通報事象が発生したとき。 ②その他、特に必要と認めるとき。 ※施設敷地緊急事態（原災法第10条事象） 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象 原災法第10条に基づき通報を要する事態 ・原子炉冷却材の漏洩・給水機能の喪失 ・非常用炉心冷却装置の不作動 ・全交流電源喪失（30分以上） 等	警戒本部要員 健康政策・感染症対策課 1名 医療政策課 1名 薬務室 1名 環境保全課 1名 食品・生活衛生課 1名 ※別途、健康政策・感染症対策課執務室、又は防災センター等に住民相談窓口を設置
災害対策本部	①近隣の原子力発電所において、原災法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ②その他、特に必要と認めるとき。 ※全面緊急事態（原災法第15条事象） 原災法第15条に基づき通報を要する事態 ・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止 ・炉心溶融を示す放射線量又は温度の検知 ・外部電源の供給が1時間以上停止 等	対策本部要員 ※別途、総合相談窓口、原子力災害対策班及びモニタリングチームを設置
※ 県内で地震、津波及び風水害等の自然災害と原子力災害が複合的に発生した場合は、地域防災計画地震・津波対策編及び風水害対策編の定めに従い、その災害に応じた対応をとることとする。 また、複合災害時には、地震、津波等の先発災害に多くの要員を動員し、後発災害である原子力災害に対応すべき要員の不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性もあることに留意し、早期に国や県外等を含めた広域的な応援要請を行うこととする。		

(別図2) 情報連絡系統



確認書等：「愛媛県と大分県との確認事項について」等

- ・ 情報伝達する県庁各課と連絡先は、別途、資料編のとおり。
- ・ 県庁各課は、速やかに所管する地方機関に伝達するとともに、必要に応じて関係団体に対して情報提供を行う。

1 情報収集及び伝達体制

(1) 情報伝達

- ①関係機関等への情報発信は一元化することとし、情報伝達は、活動体制に応じて災害対策連絡室、災害警戒本部が行い、県災害対策本部の設置時には、総合調整室（応急対策調整班）が行う。
- ②報道機関への情報提供については、災害警戒本部又は災害対策本部の設置時は、広報・情報発信班が行う。
- ③情報伝達の手段は次表のとおり。

伝達先	伝達手段
市町村、消防本部及び陸上自衛隊別府駐屯地	一斉指令装置及び電子メール
気象台、海上保安部及び医師会等関係機関	ファクシミリ及び電子メール
県庁内関係課、県警等機関	ファクシミリ（県振興局は一斉指令装置）及びe-office 庁内連絡

(2) 情報収集

- ①活動体制に応じて災害対策連絡室、災害警戒本部が行い、県災害対策本部の設置時には、総合調整室情報収集班が行う。
- ②収集に当たっては、立地県災害対策本部及び国との連携を密にし、常に最新の状況把握に努める。
- ③収集する情報の項目は概ね次のとおり。
 - ・原子力発電所の事故の状況
 - ・立地県及び電力事業者の行う緊急時モニタリング結果
 - ・気象予測情報
 - ・立地県が講じた措置
 - ・農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限の状況
 - ・住民避難の状況
 - ・原子力災害医療の実施状況
 - ・その他災害応急対策の実施状況
 - ・大分県内及び原子力発電所周辺の空間放射線量率（環境放射線モニタリング結果）
 - ・大分県及び市町村の講じた措置

2 愛媛県オフサイトセンターへの連絡員派遣

(1) 派遣の手順

- ①伊方発電所において施設敷地緊急事態が生じた場合、連絡員派遣の検討を開始する。
- ②国から原子力緊急事態宣言が発出され、愛媛県オフサイトセンター（以下「オフサイトセンター」という。）において原子力災害合同対策協議会が設置された場合等は、必要に応じて県災害対策本部の職員をオフサイトセンターへ派遣し、上記1(2)③の情報項目について、迅速な情報収集と災害対策本部への情報連絡を行う。
- ③職員派遣に際してJR、船舶等の公共交通機関や車両の利用が困難な場合は、防災ヘリコプターの利用を検討する。
なお、事故の状況によりオフサイトセンターへ行くことが不可能な場合は、愛媛県災害対策本部へ職員を派遣する。

(2) 連絡員の活動内容

①収集する情報の種類

- ・事故や住民避難の状況
- ・気象状況や愛媛県内の空間放射線量率等大分県への影響に関すること
- ・愛媛県の対応状況（大分県への受入れ要請の検討を始めた旨等の事前情報等）
- ・オフサイトセンター内の全般的な動き（各機関の活動状況等）
- ・合同対策協議会の配布資料（プレスリリース資料、広報文、地区ごとの避難状況等）

②情報収集の方法

- ・原子力防災システム（NISS）による情報収集

オフサイトセンター内に配備されている専用系パソコンにより、原子力防災システム（NISS）を活用して情報収集を行う。

- ・他機関等への聞き取りによる情報収集

愛媛県や伊方町の現地災害対策本部の要員や、各機能班の要員からも、モニタリングや気象状況、愛媛県内の避難の状況等、必要な情報を収集する。

- ・原子力災害合同対策協議会からの情報収集

原子力緊急事態宣言があった場合、オフサイトセンター内に原子力事業者、国、立地自治体、指定公共機関等で構成される原子力災害合同対策協議会が設置され、情報共有及び緊急事態応急対策について相互に協力するための調整が行われる。

大分県からも連絡員を参加させ、各機関等との情報共有・連携等を行うものとする。この間、大分県災害対策本部の連絡員としての活動に影響が生じないように留意するものとする。

③本県災害対策本部への情報伝達

原子力防災ネットワークファクシミリ、IP 電話及び電子メール等により行うものとする。(様式3)

・NTT 回線による連絡先

【大分県】

電話番号 097-506-3152 (危機管理室執務室)
097-506-2507 (大分県防災センター)

FAX番号 097-533-0930 (危機管理室執務室)

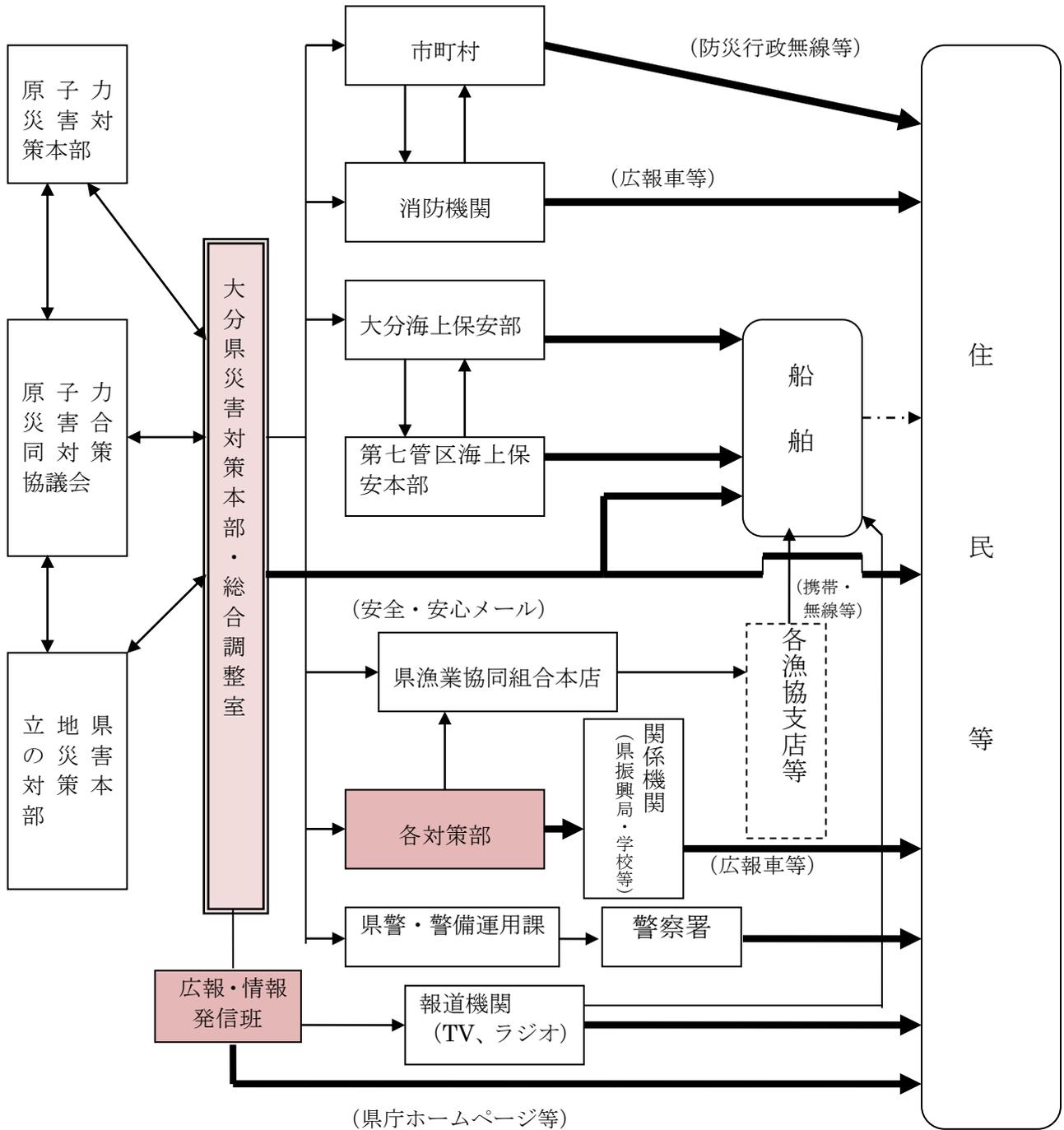
【オフサイトセンター】

FAX番号 0894-62-6625

III 住民等への情報伝達・広報活動

1 住民等への情報伝達・広報系統図

(1) 原子力災害発生時に、緊急事態応急対策として住民等が実施すべき事項等の住民への情報伝達と広報活動は、次の系統図により行う。



(2) 伝達先となる各関係機関の連絡先は大分県地域防災計画(資料編)を参照のこと。

2 住民等への情報伝達

(1) 住民等へ情報伝達する事項

住民等への情報伝達については、緊急時における住民等の心理的動揺、混乱をおさえるための確な情報伝達を行う必要がある。そのため情報の内容はあらかじめ立地県の災害対策本部又はオフサイトセンター内の原子力災害合同対策協議会と十分に調整を行う。

①住民等に情報伝達する事項は次のとおり。

- ア 屋内退避又は住民避難の指示
- イ 安定ヨウ素剤の服用の指示
- ウ 飲食物・飲料水の摂取制限の内容
- エ その他応急対策に必要な事項

②情報伝達の例は別添「情報伝達・広報例」のとおり。

(2) 屋内退避又は一時移転等指示の伝達

①屋内退避指示の伝達

- ア 内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、県民に対して屋内退避を指示する可能性がある旨を広報する。
- イ 県は、第2章Ⅱにより実施した緊急時モニタリング結果を国へ提供する。
- ウ 国が屋内退避を必要と判断し、本県に屋内退避指示があった場合、速やかに屋内退避指示区域を所管する市町村（対策本部）に指示を伝達するとともに、県においても住民等への広報活動を行う。

※重点区域外における屋内退避指示の発出基準は対策指針において明記されていないため、発出前に国と十分調整を重ね情報を得ておくことが重要である。

②一時移転指示の伝達

- ア 空間放射線量率が対策指針に規定する基準（O I L 2： $20\mu\text{Sv/h}$ ）を超過した場合、国から一時移転指示が発出される。
- イ 県は、第2章Ⅱにより実施した緊急時モニタリング結果を国へ提供する。
- ウ 国から一時移転の指示があった場合、速やかに住民避難指示区域を所管する市町村（対策本部）に指示を伝達し、住民避難先の確保及び住民への情報伝達、広報の実施を要請するとともに、県においても住民等への情報伝達を行う。
- エ 住民避難の指示に際しては、避難区域及び市町村の選定した避難先施設名を明示する。

(3) 安定ヨウ素剤服用指示の伝達

安定ヨウ素剤の配布、服用が、決定され、国から服用を指示された場合、速やかに服用指示区域を所管する市町村に対し服用指示の伝達を行うとともに、県においても住民等への情報伝達を行う。

(4) 飲食物の摂取制限の伝達

原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限を実施する場合は、その対象地域、食品の品目等について、次の(5)により、速やかに住民等への情報伝達を行う。

(5) 情報伝達の手段等

住民等への情報伝達に当たっては、防災関係機関にファクシミリを送信するとともに(様式4)、概ね次に掲げる手段により行う。

① 広報車、防災行政無線による情報伝達

指示の対象地域を所管する県振興局及び市町村(消防本部を含む)に対して広報車や防災行政無線による情報伝達・周知を要請する。

なお、放射性物質の放出後における屋外での広報活動については、周辺のモニタリング結果等を踏まえて要請を判断する。

② ラジオ、テレビ、FM放送局等放送機関による情報伝達

「災害時における放送要請に関する協定」に基づいた、緊急放送を要請する。

- ・要請先 NHK大分放送局、OBS(大分放送)、TOS(テレビ大分)、OAB(大分朝日放送)、エフエム大分

③ 県ホームページへの掲載

④ 県民安全・安心メールの発信

⑤ ソーシャルネットワーキングサービスによる発信

⑥ 漁船への情報伝達

原子力発電所近海上での大分県籍の漁船の操業を考慮し、大分県漁業協同組合に対して、事故情報等を提供するとともに、支店等を通じて各船団代表者への電話連絡や、漁業無線、又は口頭による呼びかけを行うなど、あらゆる手段を活用して漁業者に情報伝達をするよう依頼する。

3 広報活動

原子力災害については、放射性物質の影響が五感に感じられないという特殊性を有することから、住民等の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、情報の速やかな公表、広報活動を行う。

また、広報する内容はあらかじめ立地県の災害対策本部又はオフサイトセンター内の原子力災害合同対策協議会と十分に調整を行う。

(1) 広報責任者

広報は、災害対策本部広報・情報発信班が行う。

(2) 広報事項

災害の規模や態様に応じて、次の事項について広報を行う。

①事故・災害の概況

②応急対策の状況

- ・環境放射線モニタリングの概況（測定結果の分析・評価）
- ・県及び市町村の対応
- ・農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等

③災害対策本部（連絡室・警戒本部）の設置

④住民相談窓口（住民相談窓口・総合相談窓口）の設置

⑤応急対策において住民が実施すべき事項

⑥不安解消のための住民への呼びかけ

⑦屋内退避や一時移転を円滑に行うための協力呼びかけ

⑧その他必要な事項

⑨広報の例は別添「情報伝達・広報例」のとおり。

(3) 広報に当たっての留意事項

①住民広報は、県内一律の広報を原則とする。

②県民や地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速かつ時宜を得た広報を行う。

③明瞭、簡潔に事実（分からない事実も含む。）を伝える。

④重要な事項については、可能な限り多数の媒体を通じて繰り返し伝える。

⑤住民等の不安解消に努めるため、事態に変化がなくても、一定時間ごとに広報を行う。

(4) 広報の手段とその手順

①報道機関による広報

ア テレビ、ラジオ、地元CATV、新聞等の報道機関に対し情報及び資料の提供を行い、広報について協力を要請する。

- ・要請先 NHK大分放送局、OBS（大分放送）、TOS（テレビ大分）、OAB（大分朝日放送）、エフエム大分、各地のケーブルテレビ

イ 必要に応じて記者発表を行う。

②一般広報

ア 広報車

指示の対象地域を所管する県振興局及び市町村（消防本部を含む）に対して広報車による広報を要請する。

なお、放射性物質の放出後における屋外での広報活動については、周辺のモニタリング結果等を踏まえて要請を判断する。

イ ラジオ、テレビ、FM放送局の放送機関

県の広報番組を活用して、広報を行う。

- ・要請先 OBS（大分放送）、TOS（テレビ大分）、OAB（大分朝日放送）、エフエム大分

ウ 県ホームページへの掲載

エ 県民安全・安心メールの発信

オ ソーシャルネットワーキングサービスによる発信

(5) 広報実施の時期

①近隣の原子力発電所が緊急事態区分等に至った場合

（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）

②国及び立地県による緊急時環境モニタリングの結果及びその評価に関する情報が公表された場合

③屋内退避、避難や安定ヨウ素剤服用等、防護措置実施の要請又は指示が発出された場合

④その他必要な場合

(6) 船舶等への広報

伊方発電所の周辺海域では、県漁協所属の漁船が操業していることから、放射性物質の放出前に周辺海域から退避できるよう情報伝達、広報を実施する。

①大分県漁業協同組合に対して、事故情報等を提供するとともに、支店等を通じた各船団代表者への電話連絡、漁業無線又は口頭による呼びかけなど、あらゆる手段を活用して、漁業者に情報伝達をするよう依頼する。

②大分海上保安部へ情報伝達するとともに、巡視船艇や航空機を使用した船舶への周知活動を依頼する。

③伝達・広報する情報

- ・伊方発電所内の事故状況とその対応情報
- ・周辺海上からの退避要請や操業自粛要請等の注意喚起

④平時の取り組み～漁業者への啓発活動

平時から県漁協等の協力を得ながら、漁業者に対して下記の取り組みを進める。

- ・支店ごとの緊急時の情報連絡体制の整備（連絡網等）
- ・県が毎年実施している、関係機関等への情報伝達訓練への参加
- ・県の発表する防災情報の受信が可能となるよう県民安全・安心メールへの加入登録

4 住民問い合わせ窓口の設置

近隣の原子力施設に緊急事態が発生した場合、住民の不安解消と拡大防止のため、市町村及び防災関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置を検討する。

放射性物質が放出され、その拡散の影響が大分県に及ぶ場合又はそのおそれのある場合は、健康相談を含む「住民相談窓口」又は「総合相談窓口」を設置する。（第4章参照）

（問い合わせ窓口等の設置区分）

名称	問合せ窓口	住民相談窓口	総合相談窓口
設置時期	災害対策連絡室設置時 （任意的設置）	災害警戒本部設置時 （任意的設置）	災害対策本部設置時 （必要的設置）
設置場所 ※1	危機管理室執務室又は 防災センター内	健康政策・感染症対策課執 務室内又は防災センター 内	健康政策・感染症対策課 執務室内又は防災センタ ー内
要員配置 及び役割	危機管理室長1名（責 任者） 防災局職員等2名（事 故状況等応答）	健康政策・感染症対策課長 1名（責任者） 県医療専門職2名※2（放射 線、健康相談応答） 防災局職員等1名 （事故状況等応答）	健康政策・感染症対策課長 1名（責任者） 県医療専門職3名※2（放射 線、健康相談応答） 防災局職員等2名 （事故状況等応答）

※1 場合によっては会議室等を借り上げて設置する

※2 県職員で人員が不足する場合は防災関係機関（放射線技師会等）に協力を依頼する

IV 複合災害時の対応

1 通信手段の確保

複合災害時において、一般回線が使用できない場合は、県防災行政無線、衛星回線等あらゆる設備を活用して通信手段の確保に努める。

2 住民への的確な情報伝達

(1) 住民への広報に際して、大規模自然災害等により情報伝達手段の機能喪失が予想される場合は、必要に応じて緊急放送（TV、ラジオ）等の代替手段を検討し、確実に住民広報が伝達できるよう努める。

(2) 住民の不安解消や混乱防止のため、住民からの問い合わせに対応する「住民相談窓口」又は「総合相談窓口」を速やかに設置する。

V 平常時の取組

1 原子力災害に関する研修会の実施

原子力災害対応に従事する関係機関等の職員向けに、研修会を実施し、効率的かつ正確な情報伝達的前提となる原子力災害に関する情報リテラシー等、能力の向上を図る。

2 情報伝達訓練の実施

愛媛県原子力防災訓練と連携し、県から関係機関等への情報伝達訓練を実施する。

(様式1)

伊方発電所からの異常通報連絡関係情報（愛媛県公表資料）	
発信年月日	年 月 日 時 分
送信先	各市町村・消防本部（局）国民保護担当課 御中 防災関係機関 御中 県庁内関係各課 御中
発信者	大分県 生活環境部 防災局 危機管理室 危機管理班 ○○ TEL：097-506-3152（直通） FAX：097-533-0930 E-mail： a13582@pref.oita.lg.jp
件名	について
枚数	A3 枚 A4 枚（本送付状を含まない）
要旨	<p>（例文1 周辺への影響がなく比較的軽微な事象） 標記のことについて、愛媛県から情報提供がありました。 なお、この事象による周辺環境への影響はありません。 詳細は、下記の大分県ホームページに掲載しますので、ご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">（県HPアドレスを記載）</p> <p>（例文2 周辺へ影響するおそれがあり、緊急性の高いもの） 標記のことについて、別紙のとおり愛媛県から情報提供がありましたので通知します。 現時点では、本県への影響はありませんが、万一に備え、住民への広報など所用の対応に向けた準備をお願いします。</p>

※この送付状が誤って送付された場合は、ご連絡ください。

(様式2)

年 月 日

お 知 ら せ

伊方発電所からの異常通報連絡関係情報（愛媛県公表資料）

標記の件について、別紙のとおり、愛媛県から情報提供がありましたのでお知らせします。

（以下、例文）

- ①なお、この事象による本県への影響等については、現在のところ、確認できていません。
- ②県としては、引き続き情報収集に努めるとともに、必要に応じて、適宜、情報提供を行ってまいります。
- ③県としては、この連絡を受けて、災害対策連絡室を設置しましたので併せてお知らせします。

等

【お問い合わせ】

生活環境部 防災局 危機管理室長 (ダイヤル 097-506-3102)
危機管理班総括 (ダイヤル 097-506-3151)

(様式3)

FAX 送信票	
発信年月日	年 月 日 時 分
送信先	大分県災害対策本部
発信者	愛媛県オフサイトセンター連絡員 _____ TEL : 0894-62-6625 (直通)
件名	愛媛県オフサイトセンターで収集した情報等 (第〇報)
枚数	A3 枚 A4 枚 (本送付状を含まない)
要旨	(例文) 愛媛県オフサイトセンター内で収集した情報等について、以下のとおり報告します。 ・〇時〇分、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出し、PAZ内及び予防避難エリア (PAZ以西) に避難指示。 ・大分県でも愛媛県からの避難者受入れの準備を開始して欲しい。 ・〇時〇分現在、緊急時モニタリングの速報値は平常値。

※この送付状が誤って送付された場合は、ご連絡ください。

(様式4)

住民等への情報伝達、広報に関する指示	
発信年月日	年 月 日 時 分
送信先	関係機関 各位
発信者	大分県 生活環境部 防災局 危機管理室 危機管理班 ○○ TEL : 097-506-3152 (直通) FAX : 097-533-0930 E-mail : a13582@pref.oita.lg.jp
件名	について
枚数	A3 枚 A4 枚 (本送付状を含まない)
要旨	<p>発電所の事故に伴い、次の措置をとることになりましたので、貴機関におかれては、直ちに住民等への伝達をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故情報の伝達 ○屋内退避の注意喚起、指示 ○避難指示 ○安定ヨウ素剤の服用指示 ○交通規制の実施 ○飲料水・飲食物の摂取制限 <p>など広報文例を参考に、伝達すべき内容を記載。</p>

※この送付状が誤って送付された場合は、ご連絡ください。

(別添) 情報伝達・広報例

原子力発電所の事態進展、環境中の放射性物質測定結果等に応じた広報文例は以下のとおりである。防災行政無線、広報車等による広報については、この文例を参考に行う。

広報種別	内容	
トラブル、 事故、災害 時広報	フェーズ 1	原災法第 10 条に至らないトラブル等が発生している段階（警戒事態）
	フェーズ 2	原災法第 10 条に定める特定事象が発生している段階（施設敷地緊急事態）
	フェーズ 3	原災法第 15 条に定める特定事象が発生している段階（全面緊急事態）
	フェーズ 4	避難、屋内退避等の防護対策が実施されている段階
	フェーズ 5	原子力緊急事態が解除された段階
地震対応時 広報	地震発生時の発電所の状況（稼働状況や地震の影響等）	

※フェーズの判断は国が行い、国から連絡を受けた県が市町村へ伝達する

【フェーズ 1（10 条通報より前）】

- フェーズ 1 では、本県に影響がある可能性は低いことから、無用な混乱を避けるため、原則、住民への広報は行わないこととする。
- ただし、事故の程度や報道機関による報道状況、住民からの問い合わせ状況等を鑑みて広報を行うことが望ましい場合は、直ちに広報する。
- 一度広報を開始した後は、次のとおり広報を継続する。
 - ・事態が進展（悪化）した場合は、必ず広報する。
 - ・事態に変化がなくても、定期的に応報する。
 - ・事態が収束した場合は、必ず広報する。

【フェーズ 2～5（10 条通報以降）】

- フェーズ 2 以降については、必ず広報する。
- 一度広報を開始した後は、次のとおり広報を継続する。
 - ・事態が進展（悪化）した場合は、必ず広報する。
 - ・事態に変化がなくても、定期的に応報する。
 - ・事態が収束した場合は、必ず広報する。

○事故発生時（第1報）【フェーズ1】

こちらは、〇〇（自治体名）です。緊急のお知らせです。

〇〇電力××原子力発電所で 時 分頃、〇〇が××する事故が発生しました。現在、事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。

（現在のところ、放射性物質が外部に放出されたという情報はなく、また県内5ヶ所に設置しているモニタリングポストの測定値は通常の範囲内にあります。）

住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、無用な外出は控え、今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇（自治体名）からのお知らせでした。

○事故状況の広報【フェーズ1】

こちらは、〇〇（自治体名）です。

〇〇電力××原子力発電所の事故の状況についてお知らせします。

（事故状況の概要をお知らせ）

また県内5ヶ所に設置しているモニタリングポストの測定値は通常の範囲内にあります。

引き続き、住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、無用な外出は控え、今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇（自治体名）からのお知らせでした。

○災害対策本部等設置時【フェーズ2～3】

こちらは、〇〇（自治体名）です。

〇〇では、〇〇電力××原子力発電所の事故に関して、災害対策本部を設置し、詳しい情報の収集や対応を行っています。

（事故状況の概要をお知らせ）

また県内5ヶ所に設置しているモニタリングポストの測定値は通常の範囲内にあります。

引き続き、住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

また、万が一の避難に備えて災害時に準じて非常時持出品（①現金 ②クレジットカード ③預金通帳 ④印鑑 ⑤携帯ラジオ ⑥懐中電灯・予備電池 ⑦携帯電話・充電器 ⑧運転免許証・健康保険証 ⑨常備薬 ⑩非常食・飲料水 ⑪着替え（2、3日分） ⑫お薬手帳の写し ⑬赤ちゃんのいる家庭ではミルク等 ⑭感染症流行下では、マスク、体温計、消毒液 ⑮その他（雨具、洗面具、タオル、筆記具など）を準備してください。

なお、今後は、定期的に事故の状況などをお知らせすることとし、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇（自治体名）からのお知らせでした。

○屋内退避の注意喚起【フェーズ3】

〇〇（自治体名）災害対策本部からのお知らせです。

〇〇電力××原子力発電所の事故の影響により、大気中の放射線量率が上昇しています。

現時点で、屋内退避をしていただく必要はありませんが、今後の状況によっては、屋内退避を指示する可能性もあります。

できるだけ不要不急の外出は減らし、換気や窓の開閉を少なくするよう心掛けてください。

また、万一、体調に異常を感じた場合は、速やかに屋内に入って安静にしてください。

（以上繰り返し）

以上、〇〇 災害対策本部からのお知らせでした。

○屋内退避【フェーズ4】

〇〇（自治体名）災害対策本部です。緊急のお知らせです。

〇〇電力××原子力発電所の事故に関して、国の原子力災害対策本部から屋内退避の指示が出されました。次の区域の皆さまは自宅などの屋内に退避してください。

対象区域は、〇〇地区、××地区・・・・です。

対象区域の皆さまは、今後、指示があるまでは屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。

また、この地区内に滞在している旅行者等は、区域外に退出するか、宿泊先に戻って同様の対応をしてください。

この区域内の交通は規制されますので、警察官や本部派遣員などの誘導、指示に従って区域外に退出してください。

その他の区域の皆さんは特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

なお、今後も定期的に事故の状況などをお知らせすることとし、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇災害対策本部からのお知らせでした。

○一時移転【フェーズ4】

〇〇（自治体名）災害対策本部からのお知らせです。

国の原子力災害対策本部から、次の区域の皆さまに一時移転の指示が出されました。

対象区域は、〇〇地区、××地区・・・・です。

〇〇地区の皆さんは、本部派遣員・消防団等の指示により、〇〇時××分までに××に集合してください。なお、避難先は〇〇です。

避難先の〇〇へは〇〇で移動します。

火の元や戸締まりなどに気をつけて、持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして歩いてお集まりください。

また、今後の情報に十分注意し、慌てず落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、〇〇災害対策本部へご連絡ください。

（以上繰り返し）

以上、〇〇災害対策本部からのお知らせでした。

○一時移転等の区域の周知【フェーズ4】

〇〇（自治体名）災害対策本部からのお知らせです。

〇〇電力××原子力発電所の事故に関してのお知らせです。

〇〇地区に一時移転の指示が出されています。

△△地区に屋内退避の指示が出されています。

その他の区域の皆さんは、避難、退避の必要はありませんが、無用な外出は控えてください。

なお、避難、退避の地区は、交通規制をしますので指定された車両以外の進入はご遠慮ください。

また、今後の情報に十分注意し、慌てず落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、〇〇災害対策本部へご連絡ください。

（以上繰り返し）

以上、〇〇災害対策本部からのお知らせでした。

○交通規制の実施【フェーズ4】

〇〇（自治体名）災害対策本部からのお知らせです。

〇〇では、〇〇電力××原子力発電所の事故により、高速道路や一般道路で交通規制を実施しています。

警察の指示により、落ち着いて運転してください。

なお、混雑を避けるため、無用な外出や車の運転は、なるべく控えてください。

（以上繰り返し）

以上、〇〇災害対策本部からのお知らせでした。

○飲料水・飲食物摂取制限の実施【フェーズ4】

〇〇（自治体名）災害対策本部です。緊急のお知らせです。

〇〇電力××原子力発電所で発生した事故に関するのお知らせです。

放射性物質が発電所の外部に放出され、空間放射線量率が高まったことを受け、〇〇の一部の地域で飲み水や畑の農作物の摂取が制限されます。

（飲料水の摂取制限の場合）

次の地区では、水道水や井戸水を飲まないようにしてください。

対象地区は、〇〇地区、××地区・・・・です。

対象地区の皆さんは、水道水や井戸水を飲まないようにしてください。

（飲食物の摂取制限の場合）

次の地区では、畑や庭でとれる野菜・果物などを食べないようにしてください。

対象地区は、〇〇地区、××地区・・・・です。

対象地区の皆さんは、畑や庭の野菜・果物などを食べないように注意してください。

その他の地域の皆さんは特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

なお、今後も定期的に事故の状況などをお知らせすることとし、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇 災害対策本部からのお知らせでした。

○屋内退避等防護対策の実施の必要がない場合【フェーズ4】

〇〇（自治体名）災害対策本部です。

〇〇電力××原子力発電所で発生した事故に関するのお知らせです。

放射性物質が放出されたことは確認されていますが、〇〇（自治体名）では、現在のところ放射性物質の影響はなく、屋内退避等の必要はありません。

住民の皆さんは特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の行政からのお知らせや、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意してください。

なお、今後も定期的に事故の状況などをお知らせすることとし、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

以上、〇〇 災害対策本部からのお知らせでした。

○原子力緊急事態、避難・屋内退避等防護措置の解除【フェーズ5】
(防護対策を実施している場合)

○○ (自治体名) 災害対策本部からのお知らせです。

○○時××分、○○電力××原子力発電所の○○事故による「原子力緊急事態」は解除されました。

このため、本日、午前(午後)○○時××分をもって、○○措置(屋内退避、摂取制限など)の指示を解除します。

今後、新たに避難などの対策が必要となることはありませんので、住民の皆さんは普段どおりの生活にお戻りください。

なお、交通機関等が正常に戻るまでには時間がかかりますので、関係機関の指示に従い、落ち着いて行動してください。

○○(自治体名)では、引き続き情報収集にあたっていきます。

困ったことがありましたら、○○_災害対策本部へご連絡ください。

(以上繰り返し)

以上、○○_災害対策本部からのお知らせでした。

第2章 環境放射線モニタリング

I 平常時モニタリング

II 緊急時モニタリング

地域防災計画に基づき、原子力防災対策を進める上で必要な環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という）の実施事項を定める。

I 平常時モニタリング

1 基本方針

県は、近隣の原子力発電所の緊急事態発生時における放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を評価するため、平常時からモニタリングを行う。

2 目的

- (1) 平常時における空間放射線量率及び環境中の放射性物質の濃度を把握する。
- (2) 緊急事態発生時におけるモニタリング実施体制を整備するとともに、緊急時モニタリングへ移行するか否かの判断に資する。

3 実施体制

平常時モニタリングは、国から委託を受けた「環境放射能水準調査」事業等本章に定めた実施内容を衛生環境研究センター、環境保全課及び保健所が行い、測定結果は、環境保全課が集約する。

なお、必要に応じて市町村職員の協力を得て行う。

4 実施内容

(1) モニタリングポストによる空間放射線量率の測定

- ・測定地点 衛生環境研究センター（大分市高江西）
大分市立佐賀関小学校（大分市佐賀関）
大分県立国東高等学校（国東市国東町鶴川）
大分県立佐伯豊南高等学校（佐伯市鶴望）
大分県日田総合庁舎（日田市城町）
- ・測定頻度 連続測定
- ・結果の公表 原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。

<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

(2) サーベイメータ等による空間放射線量率の測定

①モニタリングポストを設置していない地域の空間放射線量率を把握するため、保健所において地上1mでサーベイメータによる空間放射線量率の測定を行う。

- ・測定地点 東部保健所（別府市大字鶴見）
中部保健所（臼杵市大字臼杵字洲崎）
豊肥保健所（豊後大野市三重町市場）
北部保健所（中津市中央町）
- ・測定頻度 年4回（3か月ごと）
- ・結果の公表 環境保全課のホームページにおいて公表する。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/kukan-housyasen.html>

②モニタリングポスト及び保健所が設置されていない市町村において、空間放射線量率を把握するため、地上1 mでサーベイメータによる空間放射線量率の測定を行う。

- ・測定地点 津久見市役所（津久見市宮本町）
竹田市役所（竹田市大字会々）
豊後高田市消防本部（豊後高田市御玉）
杵築市役所（杵築市大字杵築）
宇佐市役所（宇佐市大字上田）
由布市役所湯布院庁舎（由布市湯布院町川上）
姫島村フェリー乗り場（姫島村）
日出町役場（日出町）
九重町役場（九重町大字後野上）
玖珠町役場（玖珠町大字帆足）
- ・測定頻度 年4回（3か月ごと）
- ・結果の公表 環境保全課のホームページにおいて公表する。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/kukan-housyasen.html>

(3) 大気中の放射性物質の測定

大気中の放射性物質の濃度を把握するため、衛生環境研究センターにおいて大気浮遊じんを採取し、Ge 半導体検出器付核種分析装置等による γ 線放出核種の測定を行う。

- ・測定頻度 年4回（3か月ごと）
- ・結果の公表 環境保全課のホームページにおいて公表する。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/kukan-housyasen.html>

(4) 環境試料中の放射性物質の測定

環境中の放射性物質の濃度を把握するため、環境試料を採取し、Ge 半導体検出器付核種分析装置等による γ 線放出核種の測定を行う。

- ・環境試料及び測定頻度 降下物（月1回）、上水・土壌（年1回）
- ・結果の公表 環境保全課のホームページにおいて公表する。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/kukan-housyasen.html>

5 モニタリング要員の育成

モニタリングの実施手法を習得するため、分析専門機関等が実施する研修を受講するとともに、保健所職員等を対象にした講習会等を環境保全課及び危機管理室が行う。

II 緊急時モニタリング

1 基本方針

近隣の原子力発電所での「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」の通報を受けた場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、モニタリングポストによる空間放射線量率の監視を強化する。

近隣の原子力発電所において「全面緊急事態」が発生し、放出された放射性物質の拡散の影響が大分県に及ぶおそれがある場合、屋内退避等の防護措置を実施する判断指標とするため、緊急時モニタリングを実施する。

なお、緊急時モニタリングの実施に際しては、国が設置する「緊急時モニタリングセンター」の指導、助言を得るとともに国から「放射能水準調査」事業に係る測定の指示があった場合は、それに従うものとする。

2 目的

- (1) 原子力災害対策指針の示す運用上の介入レベル（O I L）に基づく防護措置（避難、屋内退避、一時移転、食品スクリーニング実施地域の決定等）の実施のための判断指標とする。
- (2) 事故による放射性物質の環境への影響に関する情報収集を行う。

3 実施体制

(1) 原子力災害対策班

- ① 県は、災害対策本部総合調整室に原子力災害対策班を設置する。
- ② 原子力災害対策班は、緊急時モニタリングの地点、測定項目及び測定頻度等モニタリング計画の決定、モニタリング実施の指揮、結果の集約を行う。
- ③ 組織、任務及び構成は、表1のとおりとする。

表1

組織	任務	構成
班長	原子力災害対策班を統括し、緊急時モニタリングを指揮する。	環境保全課長
構成員	モニタリングチームからの情報及びモニタリングポストの測定値をもとにモニタリングの地点、測定項目及び測定頻度等を協議するとともに、モニタリング結果の集約を行う。	健康政策・感染症対策課 1名 食品・生活衛生課 1名 危機管理室 1名 衛生環境研究センター 1名 環境保全課 1名

(2) モニタリングチーム

モニタリングチームは、原子力災害対策班の指示を受け、任務を行う。組織、任務及び構成は、表2のとおりとする。

表 2

組 織	任 務	構 成	班数
空間放射線量率 測定チーム	・緊急時モニタリング地点において、サーベイメータ等を使用し、空間放射線量率の測定を行う。	各保健所 2名 衛生環境研究センター 1名 環境保全課 1名 大分市 環境対策課 2名	8班
モニタリングポスト等 監視チーム	・衛生環境研究センターにおいて、モニタリングポスト等による空間放射線量率の測定値を収集する。 ・気象情報等を収集する。 ・モニタリング要員に対する防護対策の助言及び支援を行う。	環境保全課 1名 衛生環境研究センター 1名	1班
試料採取チーム	・緊急時モニタリング地点において、上水等の試料採取を行い、衛生環境研究センターへ搬入を行う。	各市町村職員 2名	18班
分析チーム	・衛生環境研究センターにおいて、採取試料の分析及び解析を行う。	衛生環境研究センター 4名 (1班2名)	2班

4 実施内容

原子力災害対策班において、事故の状況等に応じて、速やかに緊急時モニタリング計画を定め、実施する。

(1) 測定項目及び測定方法等

測定項目	測定機器等	測定方法等	報告様式
空間放射線量率	モニタリングポスト	テレメータによる連続測定を行う。 (連続測定が行えない場合は、サーベイメータで測定を行う)	報告様式 1
	サーベイメータ	緊急時モニタリング地点において測定を行う。	報告様式 2
降下物及び大気浮遊じん中の放射性物質の濃度	ダストサンプリング装置、Ge 半導体検出器付核種分析装置等	衛生環境研究センターにおいて試料採取及び分析を行う。	報告様式 3 (降下物) 報告様式 4 (大気浮遊じん)
上水中の放射性物質の濃度	Ge 半導体検出器付核種分析装置等	緊急時モニタリング地点において試料採取を行い、衛生環境研究センターにおいて分析を行う。	報告様式 5

(2) 測定地点

モニタリングは、衛生環境研究センター及び各保健所を基点として行う。

なお、原子力災害対策班において、原子力発電所からの距離、地形、気象条件、人口等を考慮し、適宜測定地点を決定する。

(3) 報告等

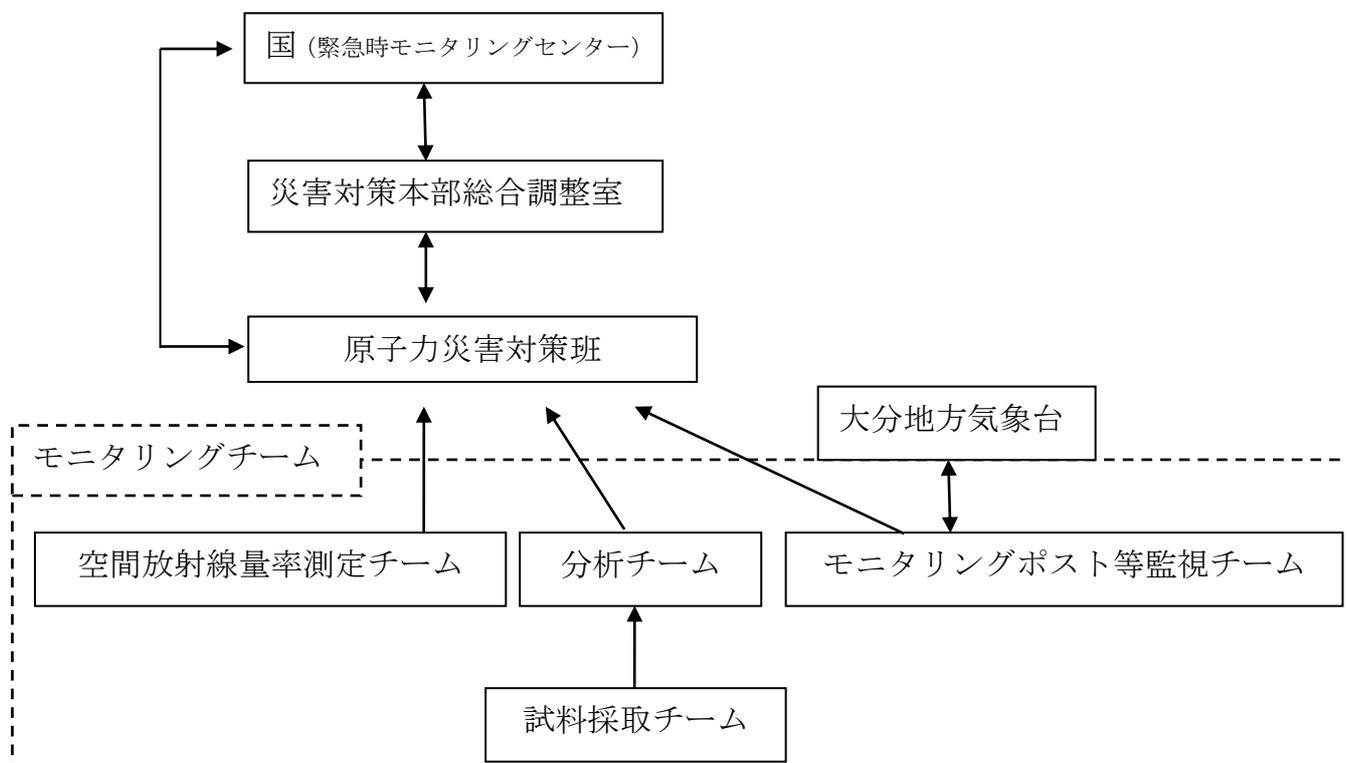
モニタリングチームは、測定結果をすみやかに原子力災害対策班に報告する。

(4) 情報伝達

①モニタリングの連絡体制は、次の情報連絡系統図により行う。

②一般電話回線や携帯電話等の通信手段が途絶された場合は、衛星携帯電話の活用により測定情報等の原子力災害対策班への報告を行う。

図：情報連絡系統



5 海上モニタリングについて

海上モニタリングは、国（原子力規制委員会）が設置し緊急時モニタリングを統括する「緊急時モニタリングセンター」が、放射性物質の拡散状況等から必要に応じて立地県や海上保安庁、海上自衛隊等の協力を得て実施することになっている。

(1) 本県としては、原則、陸上におけるモニタリングの実施を優先し、海上については、国から公表される海上モニタリング結果を参考に、必要な防護措置を講じていくこととする。

(2) ただし、国から本県に環境試料中の放射性物質の濃度の測定について協力要請があれば、可能な限り協力する。

モニタリングポストによる空間放射線量率調査結果報告 (DBM方式)

1. 測定年月日 : 年 月 日 ()
 2. 報告者 : _____

3. 測定地点情報

測定地点名	測定場所		測定装置型番	地上高 (m)	宇宙線 (色・階)
	住所	緯度 経度			

報告先 (優先順位 1) : 対策本部 (原子力災害対策班)
 瓦等: _____

報告先 (優先順位 2) : _____
 瓦等: _____

報告先 (優先順位 3) : _____
 瓦等: _____

4. 測定結果

測定時刻													最小	最大	平均	
	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				
天候(大分市内)																
① 実測値 (単位: mGy/h)																
② 報告値 (単位: μ Sv/h)																
③ ×換算係数 ¹⁾ /1000																

報告値換算係数(μSv/h)は有効数字2桁
 ※緊急時発生時は、1mGy=1mSvとして換算(換算放射線モニタリング指針)

備考

サーベイメータによる空間放射線量率調査結果報告(エネルギー補償型方式)

1. 測定年月日	年 月 日 ()
2. 測定場所	所在地: 緯度:
3. 測定者	
4. 測定器(メーカー名、型番)	
5. 測定条件等	単位: $\mu\text{Sv/h}$ 地上: 1m 地面の状態: レンジ: ($\mu\text{Sv/h}$) 測定数: (秒) 標準線源: 宇宙線: 含・除

報告先 (優先順位 1): 対策本部 (原子力災害対策班)
同等:
報告先 (優先順位 2):
同等:
報告先 (優先順位 3):
同等:

6. 測定結果(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

測定開始時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
測定終了時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
天候																			
1回目																			
2回目																			
3回目																			
4回目																			
5回目																			
5回の平均(A)																			
校正定数(Kc)																			
総量率 ($\mu\text{Sv/h}$) (A × Kc)																			
備考	報告値総量率 ($\mu\text{Sv/h}$) は有効数字2桁																		

降下物のゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析調査結果報告

ゲルマニウム半導体検出器型式	
検出体の厚み (mm)	
分解能 (Co-60, 1332keV)に対するFWHM (keV)	
相対効率 (%)	
測定容器の名称と型式	

大型水筒型式	
材質	
厚み (mm)	
受水面積 (cm ²)	

担当者

試料番号	採取期間 年月日～年月日	採取日数	試料採取場所			採取量 (L)	供試量 (L)	備考
			住所	緯度 (度分秒)	経度 (度分秒)			

試料番号	測定年月日	測定時間 (秒)	核種別放射能濃度 (MBq/km ²)		
			核種名: I-131	核種名: Cs-134	核種名: Cs-137

大気浮遊じん中のゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析調査結果報告

ゲルマニウム半導体検出器型式
遮蔽体の厚み (mm)
分解能 (Co-60, 1332keV)に対するFWHM (keV)
相対効率 (%)
測定容器の名称と型式

集じん器名
集じん流速 ($m^3/時$)
集じん効率 (%)
集じんの紙の種類
サイズ (mm)
試料処理法

担当者

試料番号	採取期間 年 月 日 ~ 年 月 日	試料採取場所		吸引量 (m^3)	供試量 (m^3)	備考
		住所	経度 (度分秒)			

試料番号	測定年月日	測定時間 (秒)	核種別放射能濃度 (mBq/m^3)		
			核種名: Cs-131	核種名: Cs-134	核種名: Cs-137

上水のゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析調査結果報告

ゲルマニウム半導体検出器型式
遮蔽体の厚み (mm)
分解能 (Co-60 1332keVに対するFWHM (keV))
相対効率 (%)
測定容器の名称と型式

担当者

試料番号	試料名	採取年月日	試料採取場所			pH	水温 (°C)	供試量 (L)	備考
			住所	深度 (度分秒)	層度 (度分秒)				

試料番号	測定年月日	測定時間 (秒)	核種別放射能濃度 (mBq/L)		
			核種名: Cs-134	核種名: Cs-137	核種名:
			核種名: Cs-134	核種名: Cs-137	核種名:

第3章 屋内退避、一時移転・避難

I 防護対策の基本的考え方

II 屋内退避・一時移転・避難の基準

III 屋内退避

IV 一時移転・避難

I 防護対策の基本的考え方

1 はじめに

(1) 方針

伊方発電所をはじめとした本県周辺の原子力発電所で原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害が発生した場合には、住民等の被ばくをできるだけ低減するため、対策指針を参考に、防護対策を実施する。

本県は、重点区域外にあるが、万一の事故の際に、大規模な放射性物質の放出があった場合は、この区域外であっても、放射性プルーム（放射性物質を含む空気の一団）が通過し、一時的に放射線量が増えることも想定される。

このような事態での防護対策としては、屋内退避が重要と考えられ、国が、平成 27 年 3 月に示した「UPZ 外の防護対策について」においても、30km 圏外の地域における放射性プルーム対策としては、原則として原子力規制委員会の指示により屋内退避で対応する方針が示された。

こうしたことを踏まえ、本県における緊急時の防護措置として、放射性プルーム通過時の対策を中心に、屋内退避等の原子力災害対策重点区域に準じた対策の手順を定めることとする。

(2) 避難行動の用語の定義

①屋内退避

屋内に留まることによって、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図るもの。

②一時移転

空間放射線量率は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施するもの。

③避難

空間放射線量率の高い又は高くなるおそれのある地域から速やかに離れるため緊急で実施するもの。

2 基本的考え方

原子力発電所の事故により放出された放射性プルームの通過による被ばくとしては、大気中の放射性物質による外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばく並びに地表に沈着した放射性物質による外部被ばく並びに放射性物質を含んだ飲食物の経口摂取による内部被ばくがあり、これらを低減するため次の考え方により対応する。

(1) 外部被ばくへの防護

- ・放射線源から可能な限り距離をとる。（避難など）
- ・放射線を遮へいする。（コンクリート建造物等への屋内退避など）
- ・放射線の被ばく時間を短くする。（避難・一時移転など）

(2) 内部被ばくへの防護

- ・放射性物質で汚染された空気を吸入しない。（屋内退避、防護マスクの使用など）
- ・放射性物質で汚染された食物を経口摂取しない。（汚染検査の実施など）

II 屋内退避・一時移転・避難の基準

対策指針で示される屋内退避等の措置の実施基準は、緊急事態区分及び原子力発電所からの距離によって定められており、次のとおりである。（緊急事態区分については第1章 II 「活動体制と設置基準」参照）

1 原子力発電所を中心として概ね半径5 kmの地域の措置

（PAZ：予防的防護措置を準備する区域）※

※廃止措置計画の許可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設に係る重点区域については、原子力施設を中心として概ね半径5 kmの地域をUPZとする。（伊方発電所1・2号機、玄海原子力発電所1号機）

原子力発電所の事態の状況に応じて、国が避難等の指示を行う。

(1) 警戒事態

施設敷地緊急事態要避難者（※）の避難準備（避難先、輸送手段の確保）

※次のいずれかに該当する者をいう。

- ・災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
- ・妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ・安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(2) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施、住民の避難準備。

(3) 全面緊急事態（原子力緊急事態宣言発出）

住民の避難の実施。

2 原子力発電所を中心として概ね半径30 kmの地域の措置

（UPZ：緊急時防護措置を準備する区域）

原子力発電所の事態の状況に応じて、国が屋内退避の指示等を行う。

(1) 施設敷地緊急事態

屋内退避の準備

(2) 全面緊急事態

屋内退避の実施、OILによる防護措置の準備

(3) 全面緊急事態（放射性物質放出後）

緊急時モニタリングの結果（空間放射線量率）に応じて、国が一時移転等の指示を行う。

①空間放射線量率 500 μ Sv/h 超（OIL 1 該当）

数時間内に区域を特定し避難を実施する。

②空間放射線量率 20 μ Sv/h 超（OIL 2 該当）

1日を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施する。

3 原子力発電所から30 km以遠の措置

(1) 原子力発電所の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国が屋内退避の指示を行う。

(2) 放射性プルーム通過後（1日経過以降）のモニタリング結果等によって、国が必要と判断した場合は、一時移転等の指示が出される。

Ⅲ 屋内退避

- ・屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより、被ばくの低減を図る防護措置である。その場合、遮へい効果や気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避の方が低減効果が高い。（避難施設については別添参照）
- ・U P Z外にある本県においては、放射性プルームの通過による外部被ばく及び内部被ばくからの防護を目的とするため、屋内退避を主要な防護対策として実施する。
- ・感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わない。また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することし、これが困難な場合は、近隣の別の指定避難場所等へ避難する。

1 屋内退避の住民への指示と関係機関への伝達

(1) 屋内退避の事前周知

- ・内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、県民に対して屋内退避を指示する可能性がある旨を広報する。
- ・広報に際しては、併せて、万が一の避難に備えて災害時に準じて非常時持出品を準備する旨を伝える。

＜非常時持出品の例＞

①現金 ②クレジットカード ③預金通帳 ④印鑑 ⑤携帯ラジオ
⑥懐中電灯・予備電池 ⑦携帯電話・充電器 ⑧運転免許証・健康保険証 ⑨常備薬 ⑩非常食・飲料水 ⑪着替え（2、3日分） ⑫赤ちゃんのいる家庭ではミルク等 ⑬お薬手帳の写し ⑭感染症流行下では、マスク、体温計、消毒液 ⑮その他（雨具、洗面具、タオル、筆記具など）

(2) 屋内退避実施に向けての情報収集等

県は、屋内退避指示が発出される前の段階から、国及び立地県と連絡を密にし、情報を収集しておくものとする。また、第2章Ⅱにより実施した緊急時モニタリング結果を国へ提供する。

(3) 屋内退避指示の関係機関、住民等への伝達・広報

①屋内退避指示の伝達

国から屋内退避指示があった場合の情報伝達・広報活動については、第1章Ⅲに基づき行うものとし、次の点に留意する。

ア 自宅での屋内退避が困難な者や旅行客等居住者でない者の屋内退避先の確保についても要請する。

イ 離島区域等、事態の進展により避難等が必要な事態に至った時に、速やかな防護措置の実施や安定ヨウ素剤の配布体制確保が困難であることが見込まれる場合は、屋内退避指示が発出された段階で島外への予防的避難等の実施について、関係市町村と協議を行う。

検討を行うに当たっては、特に、放射性ヨウ素の影響が大きい乳幼児、小児等について考慮するものとする。

②屋内退避の解除決定の伝達

県は、環境モニタリングの結果等から屋内退避指示を解除することが適当であると判断した場合には、国等の指導・助言及び指示に基づき、解除を決定し、市町村及び関係機関等に伝達する。

県及び市町村は住民等へ十分に周知されるよう広報活動を徹底する。

2 屋内退避の指示事項

(1) 屋内退避の要領

屋内退避の指示を受けた場合の住民等のとるべき対応は、次のとおりとする。

①屋外にいた人は速やかに、自宅や職場、近くの公共施設などの屋内に入る。

②原則として外出は控える。

③全ての窓、扉を閉めるとともに全ての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防ぐ。

④テレビ、ラジオ、防災行政無線等による行政機関からの指示等に注意する。

⑤扉や窓など外気の流入する場所を離れて、屋内の中央に留まる。

⑥食料品の容器には、全て蓋やラップをする。

特に指示がなければ、屋内に保管してあるものを飲んだり食べたりすることは差し支えない。

⑦やむを得ず自主避難する場合は、自治会長等に避難先を伝えてから避難する。

⑧住所地でない方は、自宅へ帰るか現在いる地域の市町村へ相談し、最寄りの公共施設等へ退避する。

(2) 住民への指示事項

屋内退避を実施するときは、関係市町村と共に防災行政無線等の災害時情報伝達手段を活用して区域内の住民に対して上記(1)の事項を正確かつ確実に伝え、指示の徹底を図る。

なお、屋内退避の指示が解除された場合は、速やかに伝達をするものとする。

IV 一時移転・避難

1 一時移転・避難指示の決定と伝達

- (1) 放射性プルーム通過後（1日経過以降）等において環境放射線モニタリングの結果等から、空間放射線量率が対策指針に規定する基準（本章Ⅱ 2（3）参照）を超過した場合には、国から一時移転等（避難を含む、以下同じ。）の指示が発出される。
- (2) 住民への一時移転等の指示
 - ①国からの指示を受領した場合、速やかに指示区域を所管する市町村（対策本部）に指示を伝達し、併せて住民避難所等（一時集結所を含む）の確保を要請する。
 - 一時集結所：避難行動の開始前又はその途中に、住民に対して安定ヨウ素剤を配布し、服用させる場所
 - ②離島区域の予防避難
 - ア 速やかな避難措置が困難であることが見込まれる場合は、当該離島区域に屋内退避の指示が出された段階で、島外への予防避難の実施について、関係市町村と協議を行う。
 - イ 速やかな安定ヨウ素剤の配布体制の確保が困難な離島区域では、放射性ヨウ素の被ばくの影響が大きい乳幼児、小児等の島外への予防避難については、U P Z内に避難指示が発出された段階で、放射線の拡散状況等を考慮して、関係市町村と協議を行う。
- (3) 住民への指示伝達
県は、第1章Ⅲの手順に従い、防災関係機関及び住民等への指示伝達を行う。伝達に際しては、避難区域及び市町村の選定した避難先施設名を明示する。

2 住民の一時移転等の体制

- (1) 避難所の確保
 - ①避難候補施設の事前把握
 - ア 避難候補施設の事前整理
事故の状況に応じて臨機応変に対応できるよう事前に市町村ごとに避難所となる施設を把握しておくものとする。（避難施設については別添参照）
 - イ 避難所の要件
避難所は、放射線の影響が及ばない地域の施設を指定するため、建物の遮蔽性、気密性や堅牢性（コンクリート造等）は、必ずしも必要としない。
 - ②避難先選定の基本的な考え方
 - ア 住民が被ばくしないよう安全な避難を行うため、緊急時モニタリング結果などを参考に、原子力発電所から遠ざかる方向への避難を原則とする。
 - イ 避難先は次の順位により検討する。
 - 第1順位 指示区域の市町村内
 - 第2順位 隣接する県内市町村
 - 第3順位 県内市町村
 - 第4順位 県外市町村

ウ 複合災害時には避難先とする区域が被災していることも想定されるため、県内外の被災状況をあらかじめ情報収集し把握しておくことによって避難先を速やかに決定できるよう備える。

エ 住民を避難所に割り振る際は、避難所運営における住民の相互支援や自主運営体制の確保等を図るため、可能な限り地域コミュニティ・自治会単位とする。

③避難所の選定

- ・避難所等（一時集結所を含む）の選定及び開設は、県が市町村に要請し、市町村が行う。
- ・市町村の区域を越えて一時移転等をする必要がある場合は、県が受入れ先市町村と調整及び要請を行い、県を越える場合は県が国と連携して受入れ自治体と調整を行う。

(2) 避難の手段等

県は、避難手段について災害の状況に応じて自家用車をはじめ、自衛隊や国、県、市町村の保有する車両、民間車両、船舶、ヘリ等あらゆる手段を活用する。

- ①自力で避難可能な住民については、自家用車や所有船舶での迅速な避難を優先し、渋滞緩和や円滑な避難のため要配慮者や自家用車を保有していない者を同乗させるなど、可能な限りの乗り合わせに努めるよう広報する。
- ②自家用車等での避難が困難な住民を避難させるため民間のバス等の確保を行うとともに、必要に応じて自衛隊、海上保安部等に対して住民輸送のための車両、船舶及びヘリ等の派遣要請を行う。
- ③船舶等での海上避難を行う場合は、定期航路を活用するとともに、必要に応じて海上保安部、海上自衛隊及び県漁協等民間事業者等へ協力を要請する。
- ④市町村に対して、避難者の誘導・保護にあたる職員等の配置を要請する。
- ⑤避難を行う際に使用する主な避難ルートをも、災害状況や風向き等気象条件を考慮し、当該指示区域市町村及び県警、道路管理者と協議のうえ決定すると共に住民への広報を行う。（広報については第1章参照）
- ⑥円滑な避難の実施のため、県警に対して交通規制、交通誘導體制の確保を依頼する。
- ⑦複合災害の場合は、避難経路となる幹線道路等の被災状況の把握に努め、当該指示区域市町村に対して、速やかに情報提供を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の配布・服用

- ①原子力施設が全面緊急事態に至った後に、国から原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、安定ヨウ素剤の服用が指示される場合がある。原則、その指示に従い配布、服用の手配を行う。
- ②安定ヨウ素剤の配布・服用の手順については、第4章による。

(4) 避難者に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

国から一時移転等の指示が発令された場合、国や市町村、関係機関と協力し、避難住民に対して放射性物質の汚染拡大防止等のための避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

- ①放射性物質が放出され、その影響が大分県におよぶ恐れがあり避難指示の発令が見込まれる場合は、想定される避難者数、避難先等の状況を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を行う場所、機器、要員体制について国、市町村と協議を行い、必要に応じて、国に対して要員や資機材の派遣を要請するなど調整を行う。
- ②避難退域時検査及び簡易除染の実施方法、手順については、第4章による。

(5) 災害時要配慮者等の避難

原子力緊急事態宣言後、原子炉から放射性物質が放出され、U P Z内に一時移転等の指示が出された場合は、次のとおり災害時要配慮者等への対応を準備する。

- ① 一時移転等指示の出された地域から近い距離にある県内市町村に対して、社会福祉施設等や病院について、屋内退避、避難に関する準備を整えるよう要請する。
- ② 一時移転等指示の出された地域から近い距離にある県内市町村に対して、災害時要配慮者リストにより把握している在宅の要配慮者の避難に備え、予め市町村が指定している社会福祉施設等の福祉避難所への受け入れ準備を行うよう要請する。
- ③ 要配慮者の避難は、搬送に伴うリスクを勘案すると、一般住民と同様に早急に避難することは適当でなく、一時的に屋内退避を継続することも有効な放射線防護措置であることに留意する。
- ④ 避難手段は、バス、福祉車両等の各施設、病院等が保有する車両のほか、県や市町村が防災関係機関と調整して手配した車両等による。

(6) 避難所の開設・運営等

避難所の運営については、大分県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき行うことを原則とし、市町村を越える避難の場合は次の定めにより対応する。

- ① 県は、受入れ市町村に対して、避難所の開設を施設管理者とともに協力して行うよう要請する。
- ② 避難元の市町村は、避難開始当初は避難住民の送り出しに勢力を傾注することから、避難者受入等の初動対応は県又は避難元市町村の要請に基づき受入れ市町村が行うものとする。
- ③ 避難元市町村職員が避難に同行するよう努めるとともに、できるだけ早期に避難元市町村職員、避難住民による自主防災組織又はボランティア等による自主運営体制へ移行する。

(7) 感染症流行下での一時移転等

- ① 一時移転等の過程又は避難所等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等において感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ② 放射性物質による放射線の影響、感染症拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保の状況等を踏まえて、車両や避難所の分離等について判断する。

(別添)

原子力災害発生時における避難先候補施設 集計表

()はコンクリート造(RC・SRCを含む)

令和5年4月1日時点

市町村名	屋内受入 箇所数	屋内面積 (㎡)	屋内収容 可能人数	屋内収容 可能人数 (感染症流行下)	参考		
					屋外受入 箇所数	屋外面積 (㎡)	屋外収容 可能人数
大分市	38 (36)	80,776 (78,480)	40,387 (39,239)	20,184 (19,610)	33	282,680	167,556
別府市	44 (21)	54,467 (39,363)	28,258 (20,440)	13,600 (9,834)	35	256,204	135,753
中津市	41 (33)	29,195 (23,376)	14,590 (11,683)	7,289 (5,836)	42	412,484	411,028
日田市	95 (54)	88,277 (64,471)	44,119 (32,225)	0 (0)	90	562,650	281,306
佐伯市	26 (25)	76,829 (75,945)	18,523 (18,081)	19,200 (18,979)	16	180,403	90,197
臼杵市	12 (11)	10,958 (10,383)	5,475 (5,188)	2,735 (2,592)	10	58,246	29,121
津久見市	48 (48)	46,722 (46,722)	23,352 (23,352)	11,665 (11,665)	16	85,077	42,534
竹田市	34 (26)	17,636 (13,811)	8,812 (6,900)	4,399 (3,445)	23	142,156	71,077
豊後高田市	24 (18)	21,745 (19,970)	10,868 (9,982)	5,427 (4,986)	9	43,909	21,952
杵築市	22 (19)	41,080 (39,592)	20,536 (19,792)	10,265 (9,893)	18	141,750	72,121
宇佐市	21 (11)	3,902 (3,198)	1,944 (1,596)	967 (795)	18	38,429	19,211
豊後大野市	22 (15)	13,303 (9,643)	6,647 (4,818)	3,321 (2,407)	16	122,497	87,569
由布市	35 (31)	64,532 (60,760)	32,263 (30,377)	16,127 (15,185)	27	202,807	101,400
国東市	32 (28)	60,281 (58,965)	30,134 (29,477)	15,062 (14,734)	32	209,037	104,513
姫島村	17 (6)	2,642 (1,799)	1,316 (897)	654 (446)	2	33,340	16,669
日出町	25 (25)	24,330 (24,330)	12,161 (12,161)	6,077 (6,077)	25	270,445	135,214
九重町	12 (12)	6,659 (6,659)	3,327 (3,327)	1,661 (1,661)	11	78,400	39,200
玖珠町	15 (15)	6,857 (6,857)	3,425 (3,425)	1,709 (1,709)	15	54,011	27,002
大分県 計	563 (434)	650,191 (584,324)	306,137 (272,960)	140,342 (129,854)	438	3,174,524	1,853,423

《集計条件》

- ・収容可能人数は、避難先候補施設の面積（有効面積を把握している施設は有効面積）を基に、1人あたり2㎡（感染症流行下は4㎡）として計算
- ・避難経由所となり得る避難施設の屋外部分についても、参考として1人2㎡として屋外受入人数を計算

原子力災害発生時における避難先候補施設 内訳 (大分県民避難者受入施設)

都道府県名	施設			管理する担当窓口			避難施設の面積			保有設備						大型車両の可否(クセ)	非常用電源の有無	以て備所定基本以上の措置			
	整理番号	名称	所在地	連絡先		管理者名	面積	有効面積	屋外部分(㎡)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター				スロア	構造	
				電話	FAX															名称	電話
大分県	545	九重町立青山山田小学校	九重町 大字野田60番地	0973286803	0973288873	九重町教育委員会	2100	504	8300	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×		
大分県	546	九重町立山田小学校	九重町 大字東長37番地	0973265116	0973263116	九重町教育委員会	1500	161.6	1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	547	九重町立山田小学校	九重町 大字東長37番地	0973265116	0973263116	九重町教育委員会	1500	161.6	1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	548	九重町立山田小学校	九重町 大字野田182番地	0973292451	0973292451	九重町教育委員会	1500	161.6	1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	549	九重町立山田小学校	九重町 大字野田442番地	0973286801	0973288801	九重町教育委員会	1500	161.6	1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	550	九重町立山田小学校	九重町 大字後野上17番地	0973265888	0973263877	九重町教育委員会	4200	1071	10000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	551	九重町立山田小学校	九重町 大字後野上17番地	0973265888	0973263877	九重町教育委員会	4200	1071	10000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	552	九重町立山田小学校	九重町 大字野田204番地	0973295820	0973293820	九重町教育委員会	4600	741	24000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	553	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	554	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	555	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	556	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	557	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	558	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	559	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	560	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	561	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	562	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	563	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	564	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	565	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	566	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
大分県	567	九重町立山田小学校	九重町 大字野田160	0973272148	097327149	大分県教育委員会	1221		12032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	

第4章 原子力災害医療措置

I 安定ヨウ素剤の配布・服用

II 原子力災害医療活動

I 安定ヨウ素剤の配布・服用

1 基本的方針

- (1) 県は、対策指針に従い、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意事項を厳守し、住民等に対する服用等の措置を講じる。
- (2) 安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右され、また、副作用を起こす可能性もあるため、原則として、国の原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部長から避難・屋内退避等の指示と併せて服用の指示が出された場合に、住民への配布及び服用を実施する。
- (3) 安定ヨウ素剤の事前配布は行わず、避難の際に市町村が指定する一時集結所において、配布及び服用させるものとする。
なお、備蓄している安定ヨウ素剤は県の職員等が一時集結所まで搬送する。

2 服用の指示等

県は市町村と連携し、国の指示に基づき、住民等に対して原則として医師の立ち会いの下で、安定ヨウ素剤を配布すると共に、国の服用指示を伝達する。

3 安定ヨウ素剤の配布体制

(1) 配布場所

- ①安定ヨウ素剤の配布・服用は、一時集結所において行う。
- ②県は、市町村に対して、国からの避難指示の伝達とともに、速やかに避難先及び一時集結所（役場や体育館等～校区単位）を指定する旨を要請する。
なお、迅速な安定ヨウ素剤の配布のため、市町村は事前に集合場所になり得る施設を整理しておく。
- ③離島地域住民への配布について
 - ア 離島区域について、当該区域へ屋内退避指示が発出された段階で、事態の進展を想定した島外への住民避難を前倒しで実施することとなった場合は、一時集結所は、避難行動を優先した島外での確保も検討する。
 - イ 放射性ヨウ素の被ばく影響が大きい乳幼児、小児等の島外への予防避難の実施については、安定ヨウ素剤の服用を待つまでもなく、UPZ内に避難指示が発出された段階で、放射線の拡散状況等を考慮して、関係市町村と協議を行う。

(2) 医療チームの派遣

- ①県は、市町村が指定した一時集結所に医療チームを派遣し、医師が配布責任者となり、その要員が配布担当者となる。必要に応じて関係市町村の職員はこれに協力する。

②医療チームは、県の災害対策本部長の指示により、一時集結所を所管する保健所（大分市は市の保健所）が、以下の要員構成により編成し派遣する。

＜医療チームの要員構成＞

・医師（１名）、薬剤師（１名）、保健師又は看護師（３名）

③一時集結所を所管する保健所で人員確保が困難な場合は、福祉保健部長が県災害時健康危機管理支援チームとして必要な要員を確保し、派遣する。

④自然災害との複合災害の際等、県災害時健康危機管理支援チームで人員の確保が困難な場合は、県医師会、県薬剤師会、県看護協会の協力を得て、チームを構成する。その場合は、県（医療政策課、薬務室）が窓口となり、調整を行う。

⑤原子力発電所が施設敷地緊急事態となった場合、各保健所は医療チーム編成の準備を行う。

(3) 安定ヨウ素剤及び資材の備蓄及び搬送

①備蓄状況 別紙１のとおり。

②備蓄保管場所 公益社団法人大分県薬剤師会（大分市）

散剤は、丸剤と異なり劇薬指定の薬剤であるため、他の薬品と区別して貯蔵するなど、安全に取り扱う。

③搬送

- ・市町村の指定する配布先（一時集結所）への安定ヨウ素剤及び資機材の搬送は、一時集結所を所管する保健所（大分市は市の保健所）等が行う。
- ・国の服用指示を受け県災害対策本部長が市町村へ服用の伝達を行った場合、薬務室は速やかに保健所に安定ヨウ素剤の搬送を依頼する。
- ・搬送数量は、避難対象地域の人口（校区別人口）に応じて推測する。
- ・医療チームは、安定ヨウ素剤を受領し、別紙２「安定ヨウ素剤配布状況確認リスト（出納簿）」を作成し適正に管理する。

④安定ヨウ素剤の更新

- ・安定ヨウ素剤の服用有効期限は丸剤が５年間、散剤が３年間となっており、県（薬務室）は計画的に更新を行う。

4 住民への配布・服用の手順

服用回数は原則1回とし、その後は一時移転等の防護措置を優先させる。ただし、放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が24時間以上継続し、原子力規制委員会が再度の服用がやむを得ないと判断した場合に限り、24時間の間隔を空けて服用することとする。

なお、放射性物質の放出が始まっていない場合や服用不適切項目該当者には投与しないこととする。

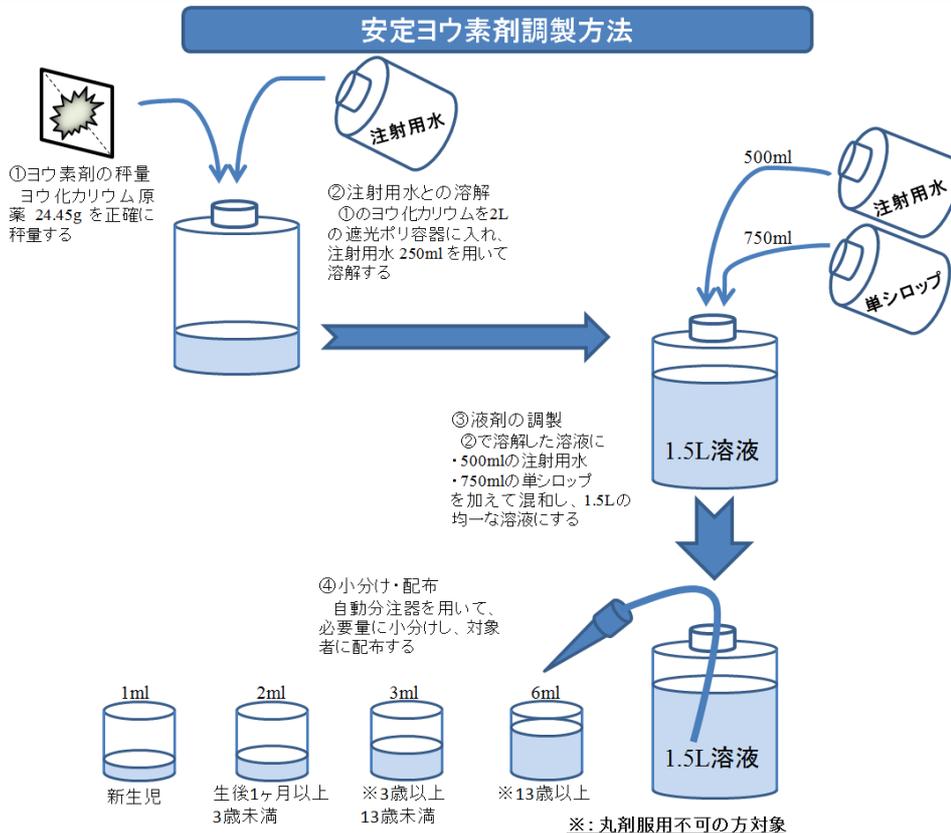
(1) 服用の対象者

- ①国から服用指示された区域に居住する原則40歳未満の者で、服用不適切項目該当者及び自らの意思で服用しない者を除くこととする。
- ②40歳以上の者で服用を希望する場合、安定ヨウ素剤服用の効果と副作用リスクを説明し理解した上で、服用を可能とする。
- ③妊婦及び授乳婦は、胎児及び新生児への影響を防ぐために、原則的に服用対象者に含まれる。
- ④新生児や乳幼児、小児などの子ども及び妊婦、授乳婦の服用を優先する。

(2) 服用量

対象者	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸 1丸 50mg	ヨウ化カリウム 液剤(1ml 16.3mg)
新生児	16.3mg		1ml
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5mg		2ml
3歳以上13歳未満	50mg	1丸	3ml
13歳以上	100mg	2丸	6ml

(ヨウ化カリウム液剤の調製方法)



(3) 配布のための手続き

原則として、医師の立会いのもとで行う。ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行う。

(4) 配布対象者への事前問診

①保健師又は看護師は、服用不適切項目該当者の事前把握を行う。

②薬剤師は、別紙3「原子力災害用安定ヨウ素剤について（服用説明書）」及び別紙4「安定ヨウ素剤服用に対する問診票」を用いて、副作用等の説明及び服用指導を行う。

③事前に服用不適切項目該当者の把握が困難であるため、服用後の様態観察について、医療関係者は十分な説明を行う。

(5) 副作用の発生に備えた医療機関の確保

県(医療政策課)は、ヨウ素禁忌者等の副作用発生時に対応できる医療機関を把握する。

(6) 相談窓口の設置

服用後の健康に関する相談は総合相談窓口（第1章Ⅲ4参照）で応じる。

5 防災業務従事者への配布・服用

(1) 服用の対象者

①避難地域における住民の避難誘導、連絡等のため、当該地域に一定期間留まらざるを得ない防災業務に従事する原則40歳未満の者で、服用不適切項目該当者及び自らの意思で服用しない者を除くこととする。

②40歳以上の者で服用を希望する場合、安定ヨウ素剤服用の効果と副作用リスクを説明し理解した上で、服用を可能とする。

③服用不適切項目該当者並びに妊婦、授乳婦及び妊娠の可能性のある女性は、当該防災業務からは除外する。

(2) 服用の時期、用量等

①服用は、可能な限り業務に携わる前に服用させることとし、服用対象者に対して、説明会を開催し事前配布したうえで、県災害対策本部長の指示により服用する。

②業務が1日以上継続する場合は、連続服用を考慮する。

なお、その際は、初回の服用は2丸とし、それ以降は毎日1丸とする。

③長期間使用することとなった場合は、甲状腺機能のモニターで測定を行う。その際に異常が認められた場合は、医師への受診を勧める。

(3) 研修等の実施

県は、医療関係者、自治体職員、警察、消防等の業務従事者となる者に対して、別紙4「安定ヨウ素剤についてのQ&A」等を用いて、事前に研修や訓練を行うことにより放射線の防護知識を習得させるよう努めるとともに、医療機関へ原子力災害医療に関する情報提供を行う。

別紙 1

安定ヨウ素剤備蓄状況（令和元年 7 月）

丸 剤：20,000 丸（大人：10,000 人分）

散剤：25 g（小児用）20 本

液剤調製用資機材：以下の資機材を 15 セット

分類	品名	規格	個数
手袋	センシタッチ・プロ（滅菌済）スクエアパック	各サイズ 16～17 双	
マスク	シンガーサージカルマスクループ ホワイト	50 枚	1 箱
帽子	ソフトキャップ フリーサイズ 白	100 枚	1 箱
天秤	デジタルはかり	0.01mg 感度	1 台
電池	単 3 乾電池	単 3	12 本
アズワン	薬包紙 純白模様（中） 105×105	1,000 枚	1 個
村中	薬匙（大中小 3 つ組）	1 セット	1 組
メスシリンダー	有栓メスシリンダー	50ml	1 個
メスシリンダー	EM ユーロ PMP メスシリンダー	250ml	1 個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	2,000ml	1 個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	500ml	1 個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	100ml	2 個
漏斗	ポリロート	120ml	1 個
シール	トクラベル 小判 赤	315 枚	1 箱
分注器	連続式自動分注器		1 台
ビーカー	TPX ビーカー	100ml	1 個
薬杯	薬杯 1 号 10cc	100 個	4 袋
スポイト	スポイト	100 本	2 箱
	保管・運搬用バッグ		15 個

別紙2-1 「安定ヨウ素剤配付状況確認リスト（出納簿）」

①安定ヨウ素剤保管場所から医療チームへ引き渡す場合

最初の備蓄数: _____

安定ヨウ素剤 出納簿（丸剤）

日付	譲渡者氏名	受渡し数	残り備蓄数	譲受者氏名	備考
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

最初の備蓄数: _____

安定ヨウ素剤 出納簿（散剤）

日付	譲渡者氏名	受渡し数	残り備蓄数	譲受者氏名	備考
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

**原子力災害用安定ヨウ素剤について
（服用説明書）**

大 分 県

安定ヨウ素剤って何？

医薬品ヨウ化カリウムの丸剤と粉末剤のことです。
粉末剤は、注射用水などに溶かして液剤として服用します。

安定ヨウ素剤服用の目的は？

原子力災害が発生した場合、大気中に放射性ヨウ素が放出されます。放射性ヨウ素を吸入し身体に取り込むと、甲状腺の内部被ばくにより、甲状腺がんとなる可能性があります。それを防ぐ目的で安定ヨウ素剤を服用します。

どのような効果があるの？

予防的に服用することで、安定ヨウ素が先に甲状腺に集積し、放射性ヨウ素が甲状腺に入らなくなるため、甲状腺の内部被ばくを防ぐことができます(右図参照)。

甲状腺被曝を防ぐ安定ヨウ素剤

被曝の直前に飲む

安定ヨウ素剤

甲状腺にすでにヨウ素が大量に取り込まれているため、放射性ヨウ素が入らない

放射性ヨウ素



誰が服用するの？

原則、40歳未満の人は全員服用対象となっています。
40歳以上の人は、副作用等の説明を受け、理解してもらったうえで、希望した人に服用していただきます。
なお、40歳以上の妊婦の方は、胎児への悪影響を防ぐために、原則服用していただきます。

服用量		
対象者	ヨウ化カリウム量 (液剤として服用)	ヨウ化カリウム丸
新生児	16.3mg (1ml)	
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5mg (2ml)	
3歳以上13歳未満	50mg (3ml)	1丸
13歳以上	100mg (6ml)	2丸

※ 液剤は、薬剤師が調製します。
3歳以上でも、丸剤を服用できない人は、液剤を服用します。

服用できない人もいるの？

ヨウ素を含む医薬品（うがい薬に含まれるポピドンヨード液やルゴール液等）を服用した後に、じんましん、呼吸困難や血圧低下等の症状を経験された方、及びヨウ素アレルギーと診断されたことのある方は、絶対に服用してはいけません。

安定ヨウ素剤の副作用は？

一般的な過敏症（発疹など）、消化器系（悪心・嘔吐、胃痛、下痢、口腔・咽喉の灼熱感、金属味覚、歯痛、歯肉痛、血便（消化管出血）など）、その他（甲状腺機能低下症、頭痛、息切れ、かぜ症状、不規則性心拍、皮疹、原因不明の発熱、首・咽喉の腫脹など）の症状が報告されています。

上記以外の症状でも、服用後に身体の調子が悪くなった時には、下記の窓口までご相談ください。

皆さまへのお願い

安定ヨウ素剤の効果は約24時間持続しますが、原則1回の服用しかしません。

また、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素にしか予防効果はありません！！

服用後は、安全な場所への避難が必要になりますので、自治体の指示に従ってください。

問い合わせ窓口

安定ヨウ素剤に関する質問等

大分県福祉保健部薬務室

電話：097-506-2650

FAX：097-506-1828

Mail：a12610@pref.oita.lg.jp

服用後の副作用等に関する相談

大分県福祉保健部

健康政策・感染症対策課

電話：097-506-2669

FAX：097-506-1735

Mail：a12200@pref.oita.lg.jp

別紙4 安定ヨウ素剤服用に対する問診票 (案)

記入日： 年 月 日

氏名：

生年月日：(明治 大正 昭和 平成 令和) 年 月 日

年齢：満 歳

性別： 男性 女性

【問診内容】

- ①今までに安定ヨウ素剤の成分、又は、ヨウ素に対し過敏症がある
と言われたことがありますか？ はい いいえ
(ポピドンヨード液(うがい薬に含まれます)及びルゴール液使用後
並びにヨウ化カリウム丸服用後にじんましんや呼吸困難や血圧低下など
のアレルギー反応を経験したことがありますか)
- ②今までに甲状腺の病気(甲状腺機能亢進症、機能低下症)があると
言われたことがありますか？ はい いいえ
- ③今までに腎臓の病気や腎機能に障害があると言われたことがありますか？ はい いいえ
- ④今までに先天性筋強直症と言われたことがありますか？ はい いいえ
- ⑤今までに高カリウム血症と言われたことがありますか？ はい いいえ
- ⑥今までに低補体血症性じんましん様血管炎と言われたことが
ありますか？ はい いいえ
- ⑦今までに肺結核(カリエス、肋膜炎なども含む)と言われたことが
ありますか？ はい いいえ
- ⑧今までにジューリング疱疹状皮膚炎と言われたことがありますか？ はい いいえ
- ⑨現在、以下のお薬をお使いですか？(「はい」の方は、該当する薬品にチェックを入れて下さい。) はい いいえ
 カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン
 リチウム製剤
 抗甲状腺薬(チアマゾール、プロピルチオウラシル)
 ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩
※ひとつでも「はい」に該当する場合、医師と相談のうえ安定ヨウ素剤服用をするか
どうかを決めてください。

安定ヨウ素剤についての Q&A

このパンフレットは、安定ヨウ素剤の取扱いに関して Q & A 形式で説明するものです。ご質問やご不審の点がありましたら、ご遠慮なく大分県福祉保健部薬務室にお尋ねください。

はじめに：

- ・ 安定ヨウ素剤は、原子力施設で重大な事故が起こった時に、国又は地方公共団体から正式な指示があった場合や、医師の指示があった場合にのみ服用してください。
- ・ 安定ヨウ素剤は服用時に副作用を引き起こす可能性がありますので、上記の場合以外は、決して服用しないでください。
- ・ 安定ヨウ素剤の配布時に一緒にお渡しする説明資料をお読みください。

Q 1：安定ヨウ素剤とはどのようなものですか？

安定ヨウ素剤は放射性でないヨウ素をヨウ化カリウムなどの形で内服用に製剤化したものです。現在、放射性ヨウ素からの甲状腺の内部被ばくを予防・低減するための医薬品として国内で承認され、安定ヨウ素剤には丸剤、散剤及びゼリー剤等があります。丸剤は3歳以上の方が服用するものです。一方、散剤は3歳未満の乳幼児やその他、丸剤服用が困難な子供達を対象に液状の安定ヨウ素剤を調製するためのものです。

Q 2：放射性ヨウ素とはどのようなものですか？

ヨウ素には放射線を出すヨウ素と放射線を出さないヨウ素があります。放射性ヨウ素は甲状腺に多く取り込まれて、それが出す放射線の影響により数年～数十年後に甲状腺癌を発生させる可能性があります。

Q 3：安定ヨウ素剤はどのように働くのですか？

甲状腺は安定ヨウ素も放射性ヨウ素も同じように取り込みます。安定ヨウ素剤を服用すると、その後（約24時間）、体内に入った放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制します。

Q 4：安定ヨウ素剤の替わりになるものはありますか？

昆布やわかめなどの海藻などにはヨウ素が含まれています。しかし、含まれているヨウ素の量が一定ではなくばらつきがありますので、安定ヨウ素剤の代替としては不適當です。

Q 5：安定ヨウ素剤の効果が及ばない範囲はありますか？

安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素が体内に取り込まれること自体を防ぐことはできません。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による甲状腺への被ばくを低減する効果しかありません。

また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素により甲状腺に生じた障害を元へ戻すことはできません。

安定ヨウ素剤では、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできません。

Q 6：安定ヨウ素剤を効果的に利用するにはどうしたら良いですか？

放射性ヨウ素を体内に取り込みそうな時、事前に安定ヨウ素剤を服用すると最大の防護効果があります。放射性ヨウ素を体内に取り込んだ後では、数時間以内のできるだけ早い時期に服用すれば、効果はありますが限定的です。なお、体内に取り込んだ後24時間以上経過してから服用した場合には、甲状腺の被ばく防護効果は期待できません。また、放射性ヨウ素が環境中に存在しない場合には安定ヨウ素剤を服用しても全く防護効果はありません。

このため、国や地方公共団体の服用指示にしたがって服用するようにしてください。

Q 7：誰が安定ヨウ素剤を服用するのですか？

国から服用指示された区域に居住する原則40才未満の方で、服用不適切項目該当者及び自らの意思で服用をしない者を除きます。ただし、40才以上の方で安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用リスクとの関係を理解した上で、服用を希望する方については、服用を可能としています。特に放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに対して、胎児、子供たちは成人よりも発がん影響への感受性が高いことが知られており、子供たちは優先的に安定ヨウ素剤を服用すべきです。また、ヨウ素は胎盤を通過するため、胎児を防護するためにも、妊娠している方は安定ヨウ素剤を服用することを薦めます。ただし、服用量は規定量を守ってください。

以上を参考にして、服用量（Q 1 1）を守って服用してください。

Q 8：安定ヨウ素剤を服用できない人は誰ですか？

安定ヨウ素剤を服用してはいけない方、又は、慎重に服用する必要のある方は以下のとおりです。

《服用してはいけない方》

安定ヨウ素剤の成分、又は、ヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方（ポピドンヨード液（うがい薬に含まれます）及びルゴール液使用后並びにヨウ化カリウム丸服用後にじんましんや呼吸困難や血圧低下などのアレルギー反応を経験した方）

《慎重に服用する必要のある方》

- ・ ヨード造影剤過敏症と言われたことのある方
- ・ 甲状腺機能亢進症と言われたことのある方
- ・ 甲状腺機能低下症と言われたことのある方
- ・ 腎機能障害と言われたことのある方
- ・ 先天性筋強直症と言われたことのある方
- ・ 高カリウム血症と言われたことのある方

- ・ 低補体血症性じんましん様血管炎と言われたことのある方
- ・ 肺結核と言われたことのある方
- ・ ジューリング疱疹状皮膚炎と言われたことのある方

《下記の薬を服用している場合には安定ヨウ素剤と相互作用を起こす可能性があります。》

カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン、
リチウム製剤、
抗甲状腺薬（チアマゾール、プロピルチオウラシル）、
ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩

上記に当てはまる方、また、上記に当てはまらなくとも、ご不審、ご不明な点がある場合は必ず医師にご相談ください。

Q 9：安定ヨウ素剤の服用時にはどんな点に注意をする必要がありますか？

- ・ 国や地方公共団体からの服用指示があった時にのみ服用してください。
- ・ 規定量の安定ヨウ素剤を服用してください。
- ・ 規定量以上に服用することは避けてください。
- ・ 妊娠している方、又は、その可能性のある婦人は、原則として複数回の服用を避けてください。〔胎盤関門を通過して、胎児の甲状腺腫及び甲状腺機能異常を起こすことがある〕
- ・ 小児が服用した場合には、皮疹や甲状腺機能抑制を起こすことがあります。
- ・ 新生児の反復服用は原則として避けてください。
- ・ 妊娠している方、授乳中の方、新生児が安定ヨウ素剤を服用した場合には、服用後の安定ヨウ素剤による影響の観察などが必要になりますので、担当の窓口まで相談ください。

Q 10：安定ヨウ素剤の副作用にはどのようなものがありますか？

安定ヨウ素剤は、緊急時に服用するものですが、副作用の可能性のあることを理解してください。

副作用として、一般的な過敏症（発疹など）、消化器系（悪心・嘔吐、胃痛、下痢、口腔・咽喉の灼熱感、金属味覚、歯痛、歯肉痛、血便（消化管出血）など）、その他（甲状腺機能低下症、頭痛、息切れ、かぜ症状、不規則性心拍、皮疹、原因不明の発熱、首・咽喉の腫脹など）の症状が報告されています。

Q 11：安定ヨウ素剤はどのぐらい服用するのですか？

3歳以上13歳未満は安定ヨウ素剤1丸を、13歳以上は安定ヨウ素剤2丸を経口服用してください。

（新生児と生後1ヶ月以上3歳未満の幼児及び3歳以上で丸剤を服用できない方は薬剤師等が調製する液状の安定ヨウ素剤を指示どおり服用してください。）

Q 1 2 : 安定ヨウ素剤はいつ服用するのですか？

安定ヨウ素剤の服用は国又は地方公共団体が指示を出します。服用のタイミングは安定ヨウ素剤を効果的に利用するためには大変重要ですので、その指示に従って服用してください。

Q 1 3 : 安定ヨウ素剤の服用によって副作用が発生した時はどうすれば良いですか？

安定ヨウ素剤を服用し、Q 1 0 に書かれているような症状が現れた場合には、速やかに近くの医師、又は総合相談窓口にご相談してください。その際、症状とともに、いつ、どれだけの量の安定ヨウ素剤を服用したかについてもご説明ください。

Q 1 4 : 安定ヨウ素剤は繰り返して服用することができますか？

安定ヨウ素剤の服用回数は原則 1 回としています。ただし、再度の服用がやむを得ないと原子力規制委員会が判断し、その判断に基づいて、原子力災害対策本部又は地方公共団体からの指示があった場合にのみ 2 4 時間の間隔を空けて服用することとなっています。

Q 1 5 : 安定ヨウ素剤はどのようにして手に入れますか？

避難が必要になった時点で医療チームが避難の際にお渡しします。

II 原子力災害医療活動

県及び市町村は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及ぶ場合又はそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

1 質疑応答集の作成

県（健康政策・感染症対策課）は、国、立地県及び関係機関の協力を得ながら状況に応じた質疑応答集を作成し、相談窓口（第1章Ⅲ4参照）に備え置く。

2 避難退域時検査及び簡易除染の実施

国が一時移転等の指示をする場合、住民等に対して行う避難退域時検査及び簡易除染の実施基準を決定し、地方公共団体に連絡する。

県は、避難指示を受けた区域から避難した住民等（車両及び乗務員とその携行物を含む）に対して、被ばくを防止するため避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

避難退域時検査の結果については、検査記録票（様式1、2）に記載するものとし、除染を行う判断基準（以下「OIL4」という。）以下であることが確認できれば、避難住民に検査済証を交付する。

検査の手順等は別図1「避難退域時検査及び簡易除染等の手順」参照。

(1) 避難退域時検査及び簡易除染の目的

避難退域時検査による汚染程度の把握及び簡易除染の実施は、表面汚染からの吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止を適切に実施するために行うことを目的とする。

(2) 避難退域時検査及び簡易除染の体制

県は、住民等の汚染検査を行う検査チームと簡易除染を行う簡易除染チームを県災害対策本部福祉保健医療部・福祉保健衛生班で組織する。（別図2参照）

チームの編成に当たっては、以下の①～③の職員を選定する。なお、検査チームのうち1名は診療放射線技師とし、簡易除染チームのうち1名は保健師又は看護師とする。

県職員で人員が不足する場合は、国に要請を行うとともに、日本赤十字社大分県支部、県医師会、県看護協会及び県放射線技師会等への協力依頼を行う。

チーム編成は、複数の箇所で避難退域時検査及び簡易除染を実施する可能性があるため、2班体制を二つ、3班体制を一つの計7班体制とし、避難者が最も多い箇所は3班体制とする。

①医師3名…主として除染に関する指示（3名で7班に指示）

②検査チーム7班…検査者1名、記録者1名（再検査担当：同左）〔1班当たり〕

③簡易除染チーム7班…除染者1名、介助者1名、記録者1名〔1班当たり〕

(3) 実施場所

実施場所は、測定器によって表面汚染の程度を計測するため、可能限りバックグラウンドの空間放射線量率の値が低い所で、一時移転等の妨げとならない場所が望ましい。具体的には、一時移転等を行う区域の境界付近から避難所等までの避難経路上又はその近傍の適所を選定する。

実施場所は、可能な限り公的施設の敷地とし、衣服の交換用の部屋や除染用のシャワーが確保できる施設を県が市町村と調整のうえ選定する。運営に当たっては、窓口や受付などの場所を明確にし、部外者の無断立入などに注意を払う。

(4) 使用する資機材、検査手順

避難退域時検査及び簡易除染に使用する資機材は、県防災局が整備し、県が実施場所への搬入を行う。(実施場所における資機材の必要量や検査手順は参考資料のとおり)

3 問診及び説明

- ・問診は避難住民の健康状態の確認や汚染の推定、被ばく線量の把握のため、説明は主に避難住民の不安の低減・解消のために実施する。
- ・問診は、指定箇所検査又は確認検査後、検査チーム、簡易除染チーム又は保健所の職員等が実施する。
- ・問診者は白衣を着て、白衣のポケットに個人線量計などを装着する。

(1) 問診

- ・避難住民に対しては、優しい表現で、必要なことのみを要領よく聞き取り、必要事項を問診票(様式3)に記入する。
- ・問診の目的を避難住民によく理解してもらおう態度で臨む。
- ・問診の前後の流れをよく理解し、適切な対応を行う。
- ・通常の間診は、指定箇所検査において汚染が確認されなかった避難住民に対し、検査チーム又は簡易除染チームが実施する。
- ・指定箇所検査において汚染があると判断された者に対しての間診は、簡易除染チームが実施する。
- ・問診は、その後の被ばく、汚染の有無や、必要な処置を判定するうえで重要な資料となることに留意する。

【問診の内容】

① 事故発生後から、この問診を受けるまでの状況について確認する。

ア どこにいたか（地域、屋内外、建物の種類）

イ どのくらいの時間いたか

ウ どのような服装でいたか

エ 飲食の有無

オ 雨や水に濡れたか否か

★以下は聞かれたくない方もいるため、待ち時間等に自己記入できるとよい。

② 妊娠の有無及び妊娠何週目か

③ 放射線治療（アイソトープ治療・検査を含む）等を受けているかどうか

④ 安定ヨウ素剤の服用の有無及び服用時間

⑤ 甲状腺の病気があるかどうか

⑥ ヨウ素剤アレルギーの有無

(2) 説明

問診後、医師等が避難退域時検査、簡易除染、被ばく線量の推定の結果、今後の措置について説明する。

①特に異常が認められなかった者（OIL4 以下）に対する対応

ア 避難退域時検査、簡易除染、被ばく線量の推定の結果から、現時点では放射線被ばくに関し、精密な検査や治療等の必要がないことが判明した旨を説明する。

イ 状態に異常がある者は、簡易除染チームに送り応急措置を行う。

ウ 状態に異常のない者は、避難所等で待機させる。

②専門医療機関で精密な検査などが必要な避難住民（OIL4 超過）への対応

ア 簡易除染によってもなお OIL4 を超過する重篤な被ばく者の発生が想定されるのは原子力発電所構内等であり、本県内の避難者に含まれる事態は想定し難いものの、仮に生じた場合は、国が原子力災害拠点病院等への搬送調整を行う。

イ 避難住民に、専門医療機関に搬送のうえ、検査等必要な処置を受けること、また次の理由について説明する。

・簡易除染の効果が不十分であり、放射性物質により汚染が残っているため。

・内部被ばくのおそれがあるため。

ウ 説明に当たっては、避難住民の不安を低減・解消することに留意するものとし、地図や地区名称の一覧表等を用いる。

(3) ポケット線量計の記録保存

問診終了後、問診者は所属、氏名、作業開始時刻、作業終了時刻、作業内容及び被ばく線量等を記録し、県災害対策本部福祉保健医療部・福祉保健衛生班に報告する。

(4) 問診票の保管

問診終了後、問診票は避難所運営の責任者が保管する。

4 避難所等での対応

避難所内では、オフサイトセンターや原子力災害対策本部等からの情報を常に把握し、避難所等における住民の求める情報(放射線に関するもの)についても、同時に把握することが不可欠である。

災害全体に関する情報(事故情報)を住民に説明する者と放射線に関する情報を(医学的・科学的見地から)住民に説明する者は別の者とする方が望ましい。

避難所(救護所)では「安全・安心・安眠」を確保するための現実的なニーズに応えることにより避難住民の不安軽減に努めるとともに、過度の不安を訴える者や心理的に動揺しやすい者の把握に努めることが重要である。そのため、避難所等の健康相談窓口に精神保健スタッフを配置して、強く不安を訴える者や動揺しやすい者への対応に当たる。

(1) 説明(防災関係職員及び保健所等の職員)

国の原子力災害対策本部や関係する地方公共団体等から常に最新情報を得ておくよう努め、主に次のような事項について説明する。

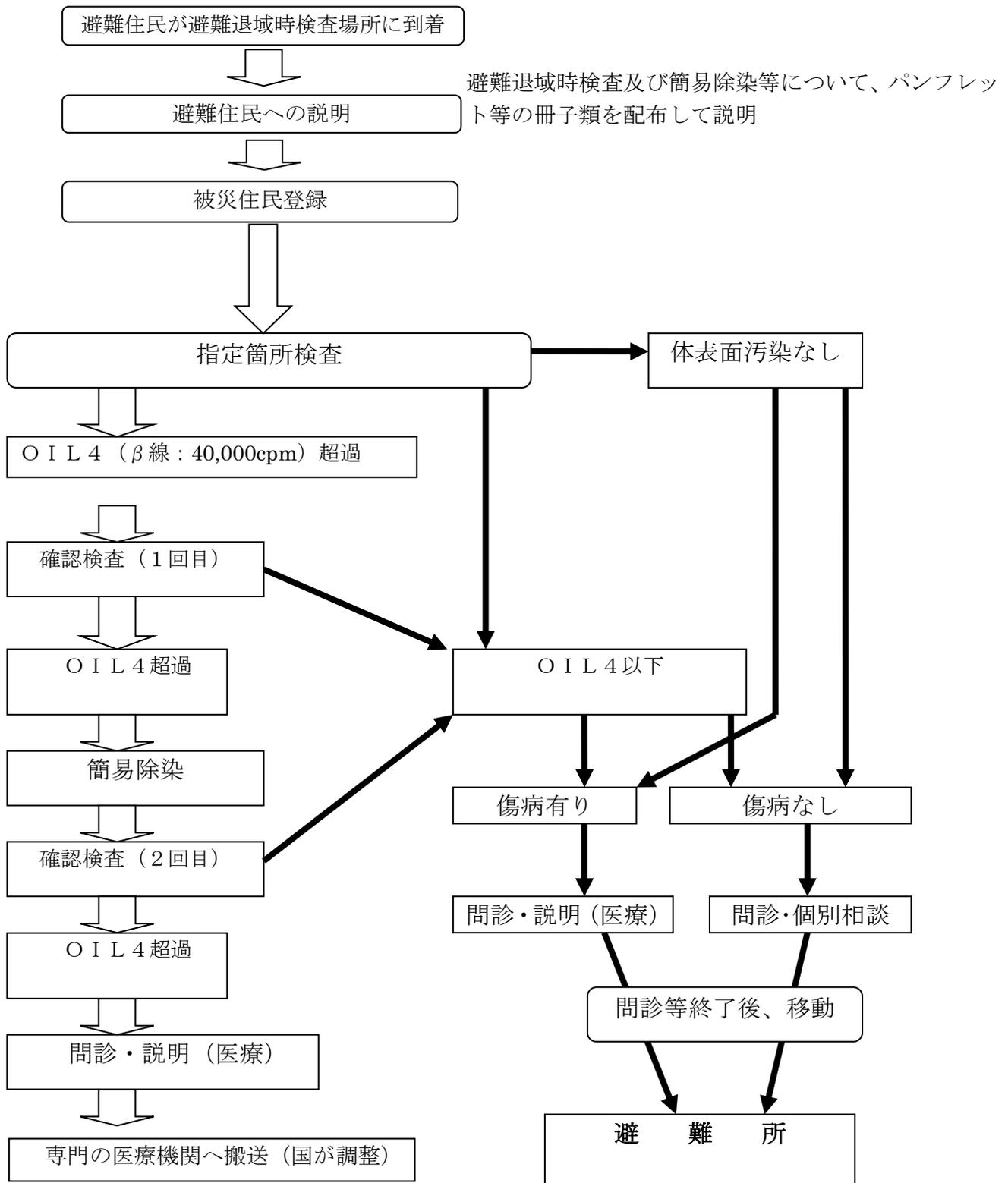
- ①いつ、どこで、何が起きたのか
- ②避難してきた理由
- ③地域における空間線量率(情報源を明らかにする)
- ④最大の被ばく“〇〇mSvまで”等のおよその線量評価
- ⑤線量と放射線の影響についてわかりやすく
- ⑥特に小児、妊婦等への影響
- ⑦安定ヨウ素剤の服用の必要又は不必要な理由
- ⑧今後の予定(避難所での相談窓口設置期間、県等での相談窓口等)

(2) 個別相談(保健所等の職員)

相談内容に合わせて、(1)の①から⑧を繰り返す。必要に応じて以下の内容を追加説明する。

- ①体内に放射性物質が入ることへの不安
- ②放射線被ばくに関する発がん、遺伝子等の影響についての心配
- ③血液検査等の検査は一般に500mSv(少なくとも250mSv)の全身被ばくがないと異常は見つからないこと
- ④一般に、放射線による事故被ばくにおける染色体異常分析で、異常を発見することは、全身被ばくで50~100mSv以下では困難である。しかも、検査には数日を要すること。
- ⑤日常生活の留意点
- ⑥今後の健康影響に関する情報、説明等のアナウンス“〇〇〇を見てください”等
- ⑦健康に関すること以外の不安や不満(農作物の風評被害等)と、健康に関する不安や不満は区別して聞く。前述のことをわかりやすく再度説明して、検査の限界等を理解してもらう。

別図1 避難退域時検査及び簡易除染等の手順



別図2 実施体制(まとめ)

組 織	任 務	構 成	班 数
医療チーム	・一時集結所にて安定ヨウ素剤の配布を行う。	一時集結所を所管する保健所（大分市は市の保健所）が市町村と協議のうえ構成 ※1 医師 1名 薬剤師 1名 保健師又は看護師 3名	必要数
検査チーム	避難指示を受けた区域から避難した住民等に対して ・問診及び個別相談を行う。 ・被ばくを防止するため避難退域時検査を実施する。	福祉保健医療部・福祉保健衛生班 ※2 医師 3名（7班当たり） 検査者 1名 記録者 1名 ※うち1名は放射線技師	7班
簡易除染チーム	避難指示を受けた区域から避難した住民等に対して ・問診及び個別相談を行う。 ・被ばくを防止するため簡易除染を実施する。	福祉保健医療部・福祉保健衛生班 ※2 医師 3名（7班当たり） 除染者 1名 介助者 1名 記録者 1名 ※うち1名は保健師又は看護師	7班

※1 ○当該保健所で人員確保が困難な場合は、県福祉保健部長が県災害時健康危機管理支援チームとして必要な要員を確保する。

○県災害時健康危機管理支援チームで人員の確保が困難な場合は、県（医療政策課、薬務室）が窓口となり、調整を行いながら、県医師会、県薬剤師会、県看護協会の協力を得て、チームを構成する。

○上記対応を取ってもなお要員確保が困難な場合は、国に対して支援を要請する。

※2 ○県職員で人員が不足する場合は、日本赤十字社大分県支部、県医師会、県看護協会及び県放射線技師会の協力を得て行う。

○上記対応を取ってもなお要員確保が困難な場合は、国に対して支援を要請する。

避難退域時検査結果記録票(ゲート型モニタ)

※太線枠内にご記入ください

検査日時	年 月 日	車両番号	
氏名			性別 男・女
現住所			
生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日	年齢	歳
負傷	<input type="checkbox"/> 要緊急処置 <input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 無 ()		
病気(妊娠)	<input type="checkbox"/> 要緊急処置 <input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 処置を要しない		

ゲート型モニタ検査

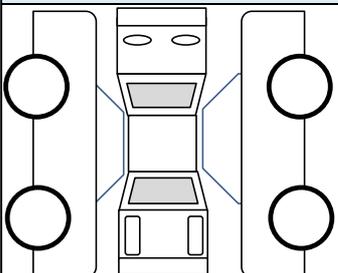
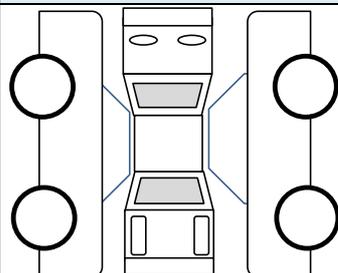
車両の検査結果	検査結果は、汚染がない場合は「○」、汚染がある可能性がある場合は「×」を記入。「×」の場合、確認検査の欄は「要」をチェック、「○」の場合は、確認検査の欄は「不要」をチェックする。
車両の指定箇所検査	要 ・ 不要

※指定箇所検査「不要」の方は、この用紙をもらい終了です。「要」の方は、指定箇所検査へ誘導。

車両の指定箇所検査(検査結果は○、×)

ワイパー周辺	右側周辺		左側周辺
タイヤ側面	右前輪	左後輪	左前輪 左後輪
車両の確認検査	要 ・ 不要		

※確認検査「不要」の方は、この用紙をもらい終了です。「要」の方は、確認検査へ誘導。

確認検査	簡易除染(1回目)	(2回目)	
			40kcpm以下の場合 は車両展開図 に大きく「○」、 40kcpm以上の 場合その部位に 「×」、2回目の 除染後も40kcpm 以上の場合は、 場所と値を記入

※車両の確認検査が必要となった場合は、乗員の代表者の指定箇所検査実施

乗員代表者の指定箇所検査			
検査部位	右側	左側	
頭部			40kcpm以下の場合 は「○」、 40kcpmを超えて いる可能性がある 場合は「×」を記 入
顔面			
手のひら			
手の甲			
靴の裏			
乗員全員の指定箇所	要 ・ 不要		

※40kcpm以下の確認が出来た場合、通過証明に確認印をもらい終了です。

※代表者が40kcpm以上の場合は、乗員全員検査実施する。

避難退域時検査済通過証明

統括者確認済印	印
---------	---

上記の者が避難退域時検査場を通過したことを証明する。

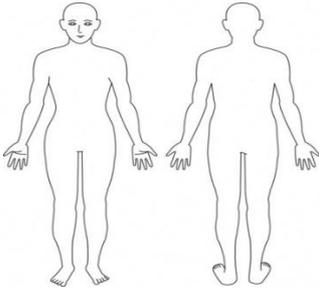
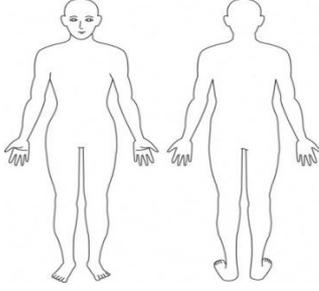
避難退域時検査結果記録票(サーベイメータ)

様式 2

※太線枠内にご記入ください

検査日時	年 月 日		
氏名		性別	男・女
現住所			
生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日	年齢	歳
負傷	<input type="checkbox"/> 要緊急処置 <input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 無 ()		
病 気(妊娠)	<input type="checkbox"/> 要緊急処置 <input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 処置を要しない		
指定箇所検査(サーベイメータ)			
検査部位	右側	左側	6kcpm以下の場合には部位の枠に「○」、 6kcpmを超えている可能性がある場合は 「×」を記入。 「×」が1つでもある場合、確認検査の欄 は「要」をチェック、「×」のない場合は、 確認検査の欄は「不要」をチェックする。
頭部			
顔面			
手のひら			
手の甲			
靴の裏			
確 認 検 査	要 ・ 不要		

※確認検査「不要」の方は、この用紙をもらい終了です、「要」の方は、確認検査場へ移動してください。

確認検査	簡易除染後確認検査(1回目)	(2回目)	
			40kcpm以下の場合には全身図に大 きく「○」、40kcpm 以上の場合その 部位に「×」、2回 目の除染後も 40kcpm以上の場 合は、部位と値を 記入

※2回目の除染後も汚染箇所が有る場合は、汚染部位を保護し、専門医療機関へ移動

※40kcpm以下の確認が出来た場合、通過証明に確認印をもらい終了です。

避難退域時検査済通過証明	
統括者確認済印	印

上記の者が避難退域時検査場を通過したことを証明する。

氏名、性別、生年月日、住所、連絡先の記述をお願いします。

<h1>問診票</h1>		問診日	場 所	担当者
		年 月 日		
基本的な状況	氏名 性別	男・女	生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日 歳
	住所	連絡先		
	情報源、把握の契機／相談者がいる場合、本人との関係・連絡先			
	被災の状況			
身体的・精神的な症状	既往歴	現在治療中の病気	内服薬、医療機材・器具	医療機関
	現在の状態(自覚症状) 1 症状なし 2 症状あり ① 事案発生以降の新たな体調不良 ② 持病の悪化 ③ 怪我		確認事項 <input type="checkbox"/> 避難時に雨に濡れた。 <input type="checkbox"/> 放射線治療(アイソトープ治療・検査を含む)を受けている。 <input type="checkbox"/> 甲状腺の病気がある。 <input type="checkbox"/> ヨウ素アレルギーがある。	
詳細な問診の必要性		必要あり	必要なし(待機・休憩)	
問 診 内 容				
体調気分不良		精神状態不良		怪我等
①頭痛・頭重 ②めまい ③吐き気 ④動悸・息切れ ⑤寒気 ⑥倦怠感 ⑦食欲不振 ⑧その他 ()		①過度の不安感 ②過度の興奮状態 ③その他 ()		①怪我 ②関節痛・腰痛 ③その他 ()
本人の特別な訴え等				
処置等	①経過観察 ②受診・処置 ③緊急搬送等			

※様式2と両面印刷にして共通する基本情報等の記入を省略することを可とする

1 検査チーム及び簡易除染チームの服装等

使い捨てのマスク及びキャップ、タイベック防護服、綿手袋、ゴム手袋(ラテックス手袋)を二重装備、長靴(もしくは靴にシューズカバーをかける。)を着用し、胸ポケット(女性は腹部)にポケット個人線量計を着装する。

- ※ 線量計はタイベック内に収納し、外部へは出ないようにする。
- ※ 担当が明確となるようにタイベックにマジックで名前を明記する。
- ※ 素手で被災者に触れない。



ゴム手袋(ラテックス手袋)を
2重装備し、こまめに1枚目を交換

簡易除染の解除をした場合、除染を加除した簡易除染員の検査を行い、必要に応じて防護服等を着替える。

2 サーベイメータによる検査手順

(1) 検査会場全体のバックグラウンド測定

- ① 検査は、空間線量を測定できるNaIシンチレーション式サーベイメータ等を使用する。

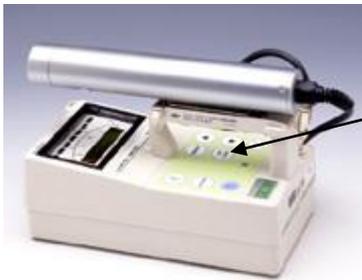


- ② サーベイメータのNaIプローブ(検出部)をラップフィルム等で覆い保護する。
- ③ 測定場所は検査場所の屋内・屋外の2箇所程度を選んで測定点(定点)とする。
- ④ 測定点において検出部を地上から1m(腰部付近)の高さで水平に保ち、毎回同一方向に検出部を向け測定する。
- ⑤ サーベイメータの電源を入れ、バックグラウンドを測定する。



電源

- ⑥ 時定数を「10」に設定して、約 30 秒（時定数の 3 倍）経過後指示値を読み取り記録デジタルのある測定器は表示値の中央値を、メーター針のみの機種は針の振れの中央値を読む。



時定数

「TIME CONST」

- ⑦ 空間線量率の測定は、検査を開始する前及び検査中 1 時間に 1 回程度実施する。
 ⑧ 原子力施設の状況や各班の検出報告等、注意すべき情報が得られた場合には、連続監視等、測定の頻度を上げる。

(2) 検査場所のバックグラウンド測定

- ① 検査場所のバックグラウンド測定は、指定箇所検査等に使用するものと同じ β 線表面汚染を測定できる GM サーベイメータを使用する。



- ② サーベイメータの GM プローブ（検出部）をラップフィルム等で覆い保護する。



- ③ 電源を入れ、検査開始前に検査場所のバックグラウンド計数值 (c p m) を確認し、記録票に記入する。

(3) 指定箇所検査

- ① 指定箇所検査では、最も汚染されやすいと考えられる頭部、手部、足部のみ測定を実施する。
- ② 検査には、 β 線表面汚染を測定できるGMサーベイメータを使用する。
- ③ サーベイメータのGMプローブ（検出部）をラップフィルム等で覆い保護する。
- ④ 電源を入れ、指定箇所のみ測定を実施する。
- ⑤ 検査時は、被検者の不安感を防ぐため、スピーカースイッチをオフにする。
- ⑥ 指定箇所検査では、指定箇所がO I L 4を超えていないことの確認のみ実施する。
- ⑦ 検査時は、時定数を「3」に、レンジを10k c p mに設定する。
- ⑧ 体表面汚染の検査は、プローブを約1 c m離れた高さで固定し、ゆっくりした速さで(10 c m/s) 走査し、頭部（頭頂部、後頭部、側頭部、口、鼻、目、顔全体）、手部（手指、掌）、足（靴を履いたまま靴底）の順に検査する。（携行品の検査はしない）
※避難時に着用していた上着等は脱がないよう指示する。
- ⑨ O I L 4を超える汚染が認められた場合、指定箇所検査では詳細に検査をせず、確認検査に移行する。



- ⑩ 1世帯分又は車両1台分（概ね4～5名分）の検査が終わったら、バックグラウンドを測定し、著しい変化がないことを確認する。確認の結果著しい変化があった場合（バックグラウンド値の上昇）は、ラップフィルムを交換する。ラップフィルムを交換後バックグラウンド値が戻らない場合は、他の原因が考えられるため、検査責任者等に連絡する。

(4) 確認検査

- ① 確認検査は、指定箇所検査でO I L 4以下でない可能性があるとして判断された場合及び簡易除染の際に行う検査方法である。
- ② 検査には、 β 線表面汚染を測定できるGMサーベイメータを使用する。
- ③ サーベイメータのGMプローブ（検出部）をラップフィルム等で覆い保護する。
- ④ 電源を入れ、指定箇所のみ測定を実施する。
- ⑤ 検査時は、被検者の不安感を防ぐため、スピーカースイッチをオフにする。
- ⑥ 確認検査では、指定箇所がO I L 4を超えていないことの確認のみ実施。
- ⑦ 検査時は、時定数を「3」に設定して、レンジを10k c p mに設定。
- ⑧ 体表面汚染の検査は、プローブを約1 c m離れた高さで固定し、ゆっくりした速さ(10 c m/s) で走査させる。

- ⑨ 検査は、指定箇所検査で検出された箇所を含めた検査対象の全面を、簡易除染を行った時はその除染箇所を検査する。(原則として検査者の測定可能な範囲)
- ⑩ 指示値の高い位置でプローブを縦横に動かし、指示値が最も高くなる箇所でプローブを10秒固定した、測定値を読み、O I L 4以下であるかを確認する。(バックグラウンドの減算はしない)
- ⑪ 指示値が高い箇所が複数有る場合は、それぞれの箇所を同様に検査する。
- ⑫ O I L 4を超えている場合は、簡易除染へ移行。
 - ※身体がO I L 4を超えている場合は、携行品の検査も実施する。(携行品の検査は外部のみでよい)
 - ※全身の汚染箇所が判明したら、記録票に汚染箇所と測定値(c p m)を記入し簡易除染へ移行。
- ⑬ バックグラウンドの測定は、指定箇所検査と同様

3 ゲート型モニタによる検査手順

ゲート型モニタは、以下に示す検査方法等であれば、サーベイメータによる指定箇所検査に代えることができる。

なお、ゲート型モニタの各種設定は、メーカー、機種によって様々であることに留意し、設定及びその変更方法については、メーカーに事前に確認を要する。

(1) 検査会場全体のバックグラウンド測定

「2 (1) 検査会場全体のバックグラウンド測定」参照。

(2) 検査場所のバックグラウンド測定

「2 (2) 検査場所のバックグラウンド測定」参照。ただし、起動時に自動でバックグラウンド測定を行うゲート型モニタを使用する際はサーベイメータでの測定を要しない。

(3) 検査方法

- ① 検査員は、通過する物(人及び車両等)の大きさに合わせて、側面からポールまで1.5m以内の間隔となるように設置する。
- ② ゲートの手前で一時停止させ、ゲートの中心線に沿って、およそ5km/h以下で1人又は1台ずつ通過させる。

4 簡易除染

(1) 簡易除染の心得

被災者の身体表面に汚染が確認された場合の措置としては、放射性物質をできるだけ早く除去(除染)し、汚染が他の部位に広がらないようにするとともに体内に入らないよう留意することが大切である。特に、汚染部位に創傷がある時は、優先的に速やかに除染する必要がある。また、除染に伴って発生した廃棄物はビニール袋に入れ場所を決めて保管し、処分する。

(2) 簡易除染に必要な資機材

<医師1名当たり>

資機材名	数 量
ポケット線量計	1 個

<検査チーム1班当たり>

資機材名	数 量
ゲート型モニタ	1 台
GMサーベイメータ	2 台
シンチレーションサーベイメータ	1 台
時計	1 個
ポケット線量計	2 個
検査記録票	被災者分
検査済証	被災者分

※台数が少ないため、ない場合はGMサーベイメータで検査を行う。

<簡易除染チーム1班当たり>

資 機 材 名	数 量 等
大型ビニールシート(脱衣所の床に貼る)	2 枚
ろ紙シート(フラットタイプ、除染場所の床に貼る)	2 巻
ポリバケツ	5 個
大小ビニール袋	被災者分
滅菌生理食塩水	5 L
噴射瓶(ポリ容器)	3 個
膿盆(同等品可)	3 枚
綿棒、スポンジ、爪ブラシ、紙タオル	適量
中性洗剤(家庭用)	3 個
除染クリーム(オレンジオイル)	2 個
拭き取り用ガーゼ	適量
ウェットティッシュ	適量
フィルムシート	1 巻き
ポケット線量計	3 個
医療用ガウン	3 着 (別途予備を確保)

(3) 簡易除染の手順

- ① 確認検査でO I L 4を超えたと判断される場合に実施する。
- ② 衣服や携行品が汚染している場合は、原則避難住民本人が脱衣する。
※汚染範囲が限定されている場合は拭き取りでも可。
ア 脱衣の際は、替えの衣服を予め準備しておく。
イ 脱衣の際に皮膚に触れる場合は、テープ等で覆ってから脱衣する。
ウ 脱衣の方法を説明する。
 - ・手袋とマスクを着用する。
 - ・衣服の表を中に巻き込むように脱衣する。
 - ・脱衣の際に皮膚に触れる場合は、テープ等で覆ってから脱衣する。
 - ・脱衣した衣服はビニール袋に入れて、氏名、日時等を明記したラベルを貼り保管。エ 避難住民自身で拭き取りが行えない場合、簡易除染員が介助してもよい。
- ③ 頭髮や皮膚が汚染されている場合は、原則として避難住民本人によるウェットティッシュ等を用いた拭き取りを行ってもらう。
ア 簡易除染員は拭き取りの際、避難住民に以下の説明を実施する。
 - ・手袋（手の簡易除染時は着用しない）とマスクを着用する。
 - ・汚染があると思われる箇所の周囲から中心に向かって拭き取る。
 - ・1枚のウェットティッシュ等で何度も繰り返し拭き取らず、1度拭き取りに使用したウェットティッシュ等は所定の容器等へ入れ新しいウェットティッシュを使用して拭き取る。
 - ・アルコールアレルギーのある住民には、水でぬらしたガーゼ、布等を使用する。※1回目の簡易除染でO I L 4以下とならない場合は、2回を目安に簡易除染をおこない、確認検査を行う。
イ 避難住民自身で拭き取りが行えない場合、介助してもよい。
ウ 排水の処理機能が整っていれば、水洗でも可。
- ④ 流水を利用する場合は、原則として避難住民本人に洗い流してもらう。
簡易除染員は流水による除染の際、避難住民に以下の説明を実施する。
 - ・目や口に水が入らないように注意する。
 - ・傷口が有る場合、傷口に水が入らないよう、絆創膏で保護する等して実施する。
創傷の程度によっては、医療処置を優先する。
- ⑤ 携行品の除染は、本人の希望があれば、同様に実施する。
※一時預かりとなる場合でも、貴重品は避難所まで持って行ってもらおう。
- ⑥ 簡易除染でO I L 4以下であることが確認出来た場合、記録票にその旨を記録し、検査場出口にて確認し終了する。
- ⑦ 1回目の簡易除染でO I L 4以下とならない場合は、2回を目安に簡易除染を行い、確認検査を実施する。
- ⑧ 簡易除染でO I L 4以下にならない場合、記録票にその旨を記録し、除染が行える機関で除染する。
※その際は、汚染箇所をタオル等で覆い、汚染の拡散防止措置を施した上で、移動する。
- ⑨ 簡易除染を介助した場合は、簡易除染員の検査を行い、必要に応じて服装を着替える。
- ⑩ バックグラウンドの測定は指定箇所検査と同様。
- ⑪ 除染中は、随時GMサーベイメータで要員自身の衣服等の汚染を検査し、防護服が汚染していた場合は交換する。
- ⑫ 除染後、健康状況の確認や汚染の推定のため問診を行う。
- ⑬ 問診終了者に対して、医師が汚染検査、除染、線量の推定の結果や今後の措置を説明する。

第5章 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 実施方針

- (1) 飲食物の出荷制限、摂取制限等は、原子力施設から放出された放射性物質の経口摂取を防ぎ、住民の内部被ばくからの防御を目的として実施する。
- (2) 飲食物等の摂取制限等は、国からの指示を受けた県が市町村や関係機関と緊密な情報共有を行ったうえで実施する。
- (3) 飲食物等の摂取制限等は、緊急時モニタリングの結果（第2章参照）、空間放射線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ を超えるときにその地域の特定飲食物を対象としたスクリーニングの結果を受けて実施する場合（以下「飲食物の摂取制限等」という。）と、空間放射線量率が $20 \mu\text{Sv/h}$ を超え直ちに実施する場合（以下「地域生産物の摂取制限等」という。）がある。手順については別図1・2を参照のこと。

2 実施基準

対策指針に示された摂取制限等の措置を講じる基準は次のとおりである。

なお、当該基準はあくまで応急対策の目安であり、空間放射線量率の推移や地域性等を考慮し総合的に勘案して判断する必要がある。

(1) 飲食物の摂取制限等の実施基準

- ① 飲食物スクリーニングを実施する区域を決定するための基準
空間放射線量率 「 $0.5 \mu\text{Sv/h} \sim 20 \mu\text{Sv/h}$ 」

（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）」

- ② 飲食物ごと、放射性核種ごとに摂取制限等実施する基準（OIL6）

核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg (根菜、芋類除く)
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

(2) 地域生産物の摂取制限等の実施基準

空間放射線量率 「 $20 \mu\text{Sv/h}$ 」

（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）」

3 飲食物の摂取制限等

県災害対策本部長は、国の指示を受け、次のとおり飲食物の摂取制限等の措置及び解除を行う。

(1) 緊急時モニタリングの実施

原子力災害対策班は、第2章に定める緊急時モニタリングの結果、空間放射線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える地点が確認された場合は、さらにその周辺地域を複数地点測定し、その結果を総合調整室応急対策調整班へ報告する。

周辺の測定地点は、地形や気象条件を考慮して選定する。

(2) 飲食物のスクリーニング検査を実施すべき区域の特定

- ・ 県災害対策本部長は、原子力災害対策班が収集した空間放射線量率の測定結果に基づいて、国と協議の上、その指導・助言及び指示に基づき、行政区域、飲食物の流通の状況等を考慮して、飲食物のスクリーニング検査を実施すべき区域を特定する。
- ・ 区域の特定は空間放射線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ を超えることが確認されてから数日内を目途に行うものとする。
- ・ 区域特定後は、該当の市町村及び県振興局へ直ちにスクリーニング区域に特定された旨を伝達し、情報共有を図る。

(3) 飲食物のスクリーニング検査

特定した区域において、次の手順により飲食物のスクリーニング検査を行う。

① 試料の採取方法

- ア 飲食物は、原則的に特定された区域の地域生産物を選定し、可能な限り生産者又は採捕者から購入する。
- イ 重量は、生重量で 5 kg 又は 5 L 相当以上が望ましい。

② 検査対象とする飲食物

- ア. 穀類、イ. 果実類、ウ. 野菜類、エ. 海草類、オ. 魚介類、カ. 乳類、キ. いも類、ク. 豆類、ケ. きのこと類、コ. 肉類、サ. 卵類、シ. その他

③ 放射性物質濃度を測定する核種

- 正確性の高い被ばく線量評価を目的として、物理的半減期の長い放射性核種等とする。
- ア 放射性ヨウ素
 - イ 放射性セシウム
 - ウ その他（状況に応じて）

④ 検査の実施体制

ア 飲食物の検査は、下記の機関に業務委託して実施する。

- (ア) 大分県衛生環境研究センター
- (イ) 大分県薬剤師会検査センター

イ 検査試料の抽出

食品・生活衛生課は、地域生産物の生産状況及び流通状況を基に検査試料を抽出するため、農林水産部（県振興局）と協議の上、検査対象とする飲食物を決定する。

ウ 検査試料の採取と検査機関への搬送

- (ア) 食品・生活衛生課は、農林水産部に試料の採取と所管する保健所（部）（大分市含む）への搬送を依頼するとともに、保健所に対して検査試料の検査機関への持ち込みを通知する。
- (イ) 農林水産部は、県振興局に対して検査試料の採取と保健所（部）（大分市含む）への搬送を通知する。
- (ウ) 県振興局は、必要に応じて市町村に対して検査試料の採取等を依頼する。
- (エ) 保健所（部）（大分市含む）は、収集した試料を食品・生活衛生課の指示する検査機関へ搬送する。

(4) 摂取制限等の実施及び情報伝達

- ①食品・生活衛生課は、検査結果をとりまとめ速やかに県災害対策本部へ報告を行う。
- ②県災害対策本部長は、基準の超過があった場合、国に速やかに報告するとともに、国と協議の上、その指導、助言及び指示に基づき、当該基準を超過した飲食物の摂取制限等を実施する。
- ③県災害対策本部長は、摂取制限等の措置の実施を決定した場合は、直ちに当該市町村災害対策本部長に摂取制限の内容を伝達するとともに県民に広報を行う。

(5) 摂取制限等の解除

飲食物スクリーニング検査により摂取制限の要件を下回った場合には、国の指導、助言及び指示に基づき摂取制限等を解除する。

4 地域生産物の摂取制限等

県災害対策本部長は、国の指示を受け、次のとおり地域生産物の摂取制限等の措置及び解除を行う。

(1) 緊急時環境モニタリングの実施

原子力災害対策班は、第2章に定める緊急時モニタリングの結果、空間放射線量率が $20 \mu \text{Sv/h}$ を超える地点が確認された場合は、さらにその周辺地域を複数地点測定し、その結果を総合調整室応急対策調整班へ報告する。

周辺の測定地点は、地形や気象条件を考慮して選定する。

(2) 地域生産物の摂取制限を実施する区域の特定

- ・県災害対策本部長は、原子力災害対策班が収集した測定結果や行政区域、飲食物の流通の状況等を考慮して、国と協議の上、その指導・助言及び指示に基づき、地域生産物の摂取制限等を実施すべき区域を特定する。
- ・区域の特定は空間放射線量率が $20 \mu \text{Sv/h}$ を超えることが確認されてから1日以内を目途に行うものとする。
- ・区域の特定後は、該当の市町村、県振興局へ直ちに地域生産物の摂取制限等を実施する区域に特定された旨を伝達し、情報共有を図る。

(3) 摂取制限等の実施及び情報伝達

- ①県災害対策本部長は、国の指導、助言及び指示に基づき摂取制限等を実施する。
- ②摂取制限等の措置の実施を決定した場合は、直ちに当該市町村災害対策本部に摂取制限の内容を伝達するとともに県民に広報を行う。

(4) 摂取制限等の解除

緊急時モニタリングにより空間放射線量率が摂取制限基準を一定期間下回ることが確認された場合、国の指導、助言及び指示に基づき摂取制限等の解除又は飲食物摂取制限等への移行を検討する。

5 飲食物の出荷制限、摂取制限等の県民周知等

- ・摂取制限等が決定した場合には、県は、速やかに市町村や関係団体等を通じて、生産者等への出荷制限を要請する。
- ・県民に対しては、第1章Ⅲにより周知を行う。

(1) 出荷制限の要請

- ①県は、飲食物の摂取制限等を実施した場合は、関係業界団体（別表1）に対して、要請を行う。
- ②県は、地域生産物の摂取制限等の実施を決定した場合は、地域生産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者（別表2）に対し、汚染地域生産物の収穫・採取禁止、出荷制限等の要請を行う。
- ③要請先への要請文例は様式1のとおり。
なお、要請に併せて、県HPにも掲載し周知を図る。

(2) 報道要請

- ①県と県内報道機関とが締結する「報道協定」に基づき、次の報道機関あてに、緊急の報道要請を行い、住民への周知徹底を図る。

要 請 先	連 絡 先	摘 要
NHK 大分放送局	097-533-2821	
OBS 大分放送	097-553-2525	
TOS テレビ大分	097-537-5521	
OAB 大分朝日放送	097-538-8855	
エフエム大分	097-534-8888	

- ②報道機関への要請文の例は様式2のとおり。

(3) 飲料水の安全対策の実施

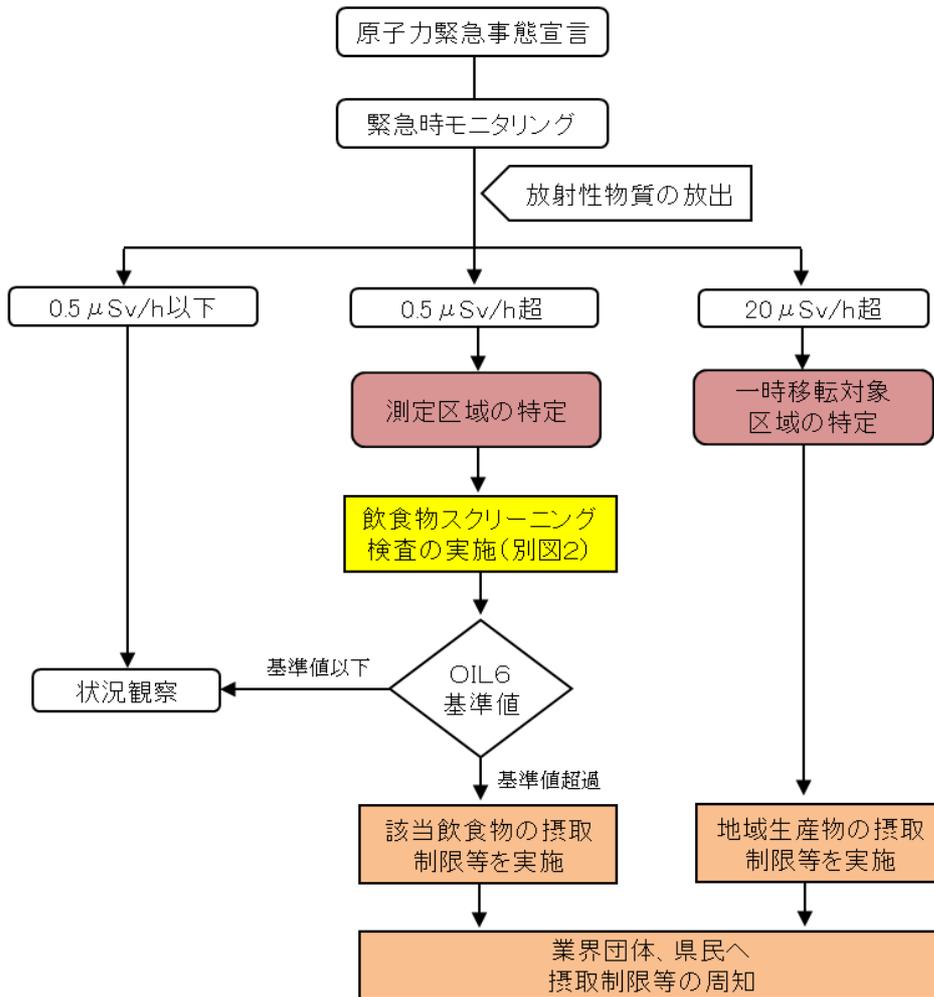
飲料水のモニタリング検査の結果、対策指針が定める基準値を超過した場合は、県（生活環境部）は、速やかに市町村に対して水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置を講じ、住民へ周知するよう要請する。市町村が主に講じる措置は次のとおりである。

- ①汚染水源の使用中止
- ②汚染飲料水の飲用禁止
- ③誤飲を防ぐための水道の止栓等の給水制限の実施

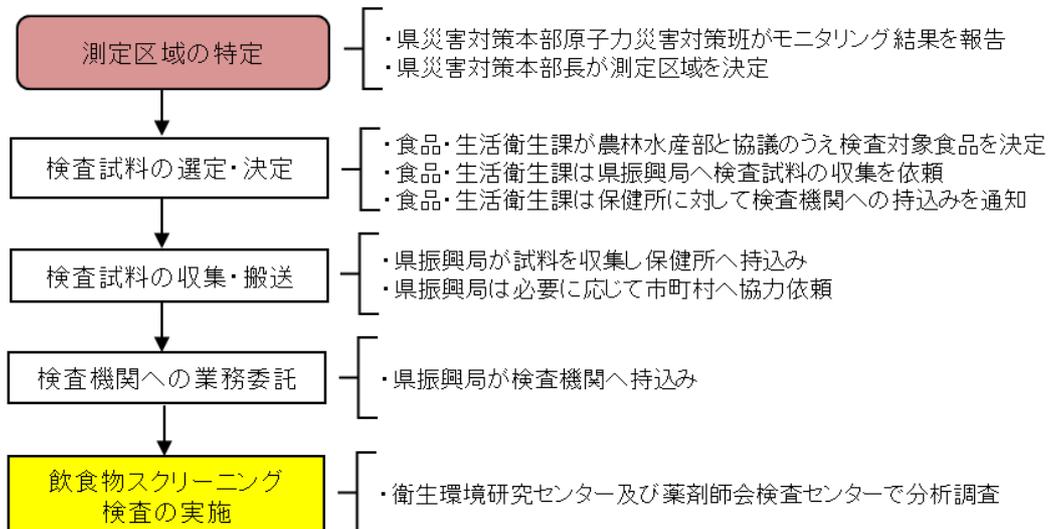
6 食品等の供給

県は、飲食物等の摂取制限等の措置を市町村等に指示した場合は、大分県地域防災計画（風水害対策編）に基づき、市町村と協力して関係住民への応急措置を講じる。

(別図1) 飲食物の摂取制限等の実施手順



(別図2) 飲食物スクリーニング検査の実施手順



○年×月△日

関係団体 各位

大分県災害対策本部

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限
及び摂取制限等の指示に伴う要請について

本県産品の野菜、きのこ、水産物及び畜産物から原子力災害対策指針に定める基準値を超える放射性物質が検出されたことから、原子力災害対策特別措置法に基づき、当分の間、出荷及び摂取等を差し控えるよう国から指示がありました。

つきましては、下記の対象品目について、当分の間、出荷及び摂取等を差し控えるようお願いいたします。

(○年×月△日現在)

要請内容	区分	品目	産出（採捕）地
出荷制限 及び 摂取制限	野菜	非結球性葉菜類	〇〇市、××町・・・
		結球性葉菜類	
	果実	ウメ	
	穀類	令和〇年産の米	
	山菜	たけのこ	
	きのこ	原木しいたけ	
	水産物	イワナ	〇〇湖、××川・・・
	野生鳥獣	イノシシの肉	
畜産物	牛		

<お問い合わせ先>
大分県〇〇部 ××課 △△班
電話：
FAX：
E-mail：

様式2

○年×月△日

報道機関 各位

大分県災害対策本部

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限
及び摂取制限等の指示に関する報道要請について

本県産品の野菜、きのこ、水産物及び畜産物から原子力災害対策指針に定める基準値を超える放射性物質が検出されたことから、原子力災害対策特別措置法に基づき、当分の間、出荷及び摂取等を差し控えるよう国から指示がありました。

つきましては、下記の対象品目について、当分の間、出荷及び摂取等を差し控える旨の緊急報道をお願いいたします。

(○年×月△日現在)

要請内容	区分	品目	産出（採捕）地
出荷制限 及び 摂取制限	野菜	非結球性葉菜類	○○市、××町・・・
		結球性葉菜類	
	果実	ウメ	
	穀類	令和○年産の米	
	山菜	たけのこ	
	きのこ	原木しいたけ	
	水産物	イワナ	○○湖、××川・・・
	野生鳥獣	イノシシの肉	
畜産物	牛		

<お問い合わせ先>
大分県○○部 ××課 △△班
電話：
FAX：
E-mail：

別表1 要請先（食品等の関係業界団体等）

要 請 先	連絡先	担当課
大分県食品衛生協会 国東支所	0978-72-1127	食品・生活衛生課
〃 速見支所	0977-72-2171	
〃 別府支所	0977-67-2511	
〃 由布支所	097-582-0660	
〃 臼杵支所	0972-63-3437	
〃 津久見支所	0972-82-5111	
〃 佐伯支所	0972-23-5534	
〃 豊後大野支所	0974-22-0162	
〃 竹田支所	0974-63-0677	
〃 日田支所	0973-24-0700	
〃 玖珠郡支所	0973-72-1345	
〃 中津支所	0979-22-1151	
〃 宇佐支所	0978-32-0971	
〃 豊後高田支所	0978-22-3165	
〃 大分支所	097-532-0010	
大分県水産加工業振興協議会	0972-22-3226	漁業管理課

別表2（その1） 要請先（地域産品関係団体等）

漁業関係団体等

要 請 先	連絡先	担当課
大分県漁業協同組合 経済事業部販売課	097-534-1522	漁業管理課
(株)高田魚市場	0978-24-3500	
別府市公設地方卸売市場 (株)別府魚市	0977-67-3011	
大分市公設卸売市場 大分魚市(株)	097-533-3363	
大分市公設卸売市場 大分水産(株)	097-533-3316	
(株)鶴崎青果魚市場	097-521-3335	
佐伯市公設水産地方卸売 市場葛港市場(株)佐伯魚市場	0972-22-0361	
日田中央青果水産(株)	0973-27-6703	
地方卸売市場 中津魚市場	0979-53-9466	

農業協同組合連合会等

大分県農業協同組合中央会	(097) 538-6366	おおいたブランド推進課
全国農業協同組合連合会 大分県本部	(097) 544-0101	

別表2（その2） 要請先（地域産品関係団体等）

農業協同組合

大分県農業協同組合	(097) 535-7600	おおいたブランド推進課
べっぷ日出農業協同組合	(0977) 66-8777	
大分大山町農業協同組合	(0973) 52-3151	
下郷農業協同組合	(0979) 56-2222	
中九州たばこ耕作組合 大分事業所	(0974) 32-4229	園芸振興課

総合 卸売市場

大分市公設地方卸売市場	(097) 533-3113	おおいたブランド推進課
別府市公設地方卸売市場	(0977) 66-0034	
地方卸売市場(株) 鶴崎青果魚市場	(097) 521-3335	
地方卸売市場 日田中央青果水産(株)	(0973) 27-6700	

青果物 卸売市場

地方卸売市場中津中央青果(株)	(0979) 24-0001	おおいたブランド推進課
地方卸売市場(有) 高田中央青果市場	(0978) 22-2523	
地方卸売市場(株) 杵築中央青果市場	(0978) 62-2156	
地方卸売市場臼杵青果市場(株)	(0972) 63-3333	おおいたブランド推進課
地方卸売市場(株) 臼杵田口青果市場	(0972) 62-9168	
地方卸売市場佐伯青果卸売市場協 同組合	(0972) 22-2481	
地方卸売市場(株)竹田青果市場	(0974) 63-2610	
地方卸売市場 長洲中央青果市場協同組合	(0978) 38-0160	

花き 卸売市場

地方卸売市場(株)中津花市場	(0979) 22-6279	園芸振興課
地方卸売市場(株) 大分園芸花市場	(097) 544-8718	

第6章 愛媛県からの避難者受入れ

- I 受入れの基本的な考え方
- II 受入れ手順
- III 愛媛県と調整すべき事項
- IV 本章の見直し

本章は、伊方発電所で原災法 15 条に該当する事象が発生し、愛媛県から本県に対し確認書に基づく避難者の受入れ要請があった場合における本県及び県内市町村の対応手順等をあらかじめ定めるものである。

I 受入れの基本的な考え方

1 対象住民

愛媛県広域避難計画は、PAZ以西の佐田岬半島地域を「予防避難エリア」と位置付け、PAZに準じた防護措置を講ずることを定めており、伊方町の全住民が放射性物質の放出前に避難行動を開始する計画となっている。(資料1)

避難先は愛媛県内を原則としているが、道路状況等により陸路で避難が困難となった場合に、海路により本県へ避難を行う。(資料2) 対象となる住民は、PAZ以西の住民約 4,000 人(資料3参照)である。

なお、地震や津波等により本県内において大規模な被害が生じている場合については、愛媛県からの要請に基づいて県内の市町村と調整を行いながら、最大限の努力をしつつ、可能な範囲で避難住民の受入れを行うものとする。

2 受入れを行う市町村

本県内の全市町村を対象とし、県内の被災状況や愛媛県からの避難者数等を考慮しながら、具体的な受入れ地域や市町村を検討して、本県から受入要請を行う。

災害時には様々な要素を考慮して柔軟に対応する必要があるが、複合災害等による地域的影響なども考慮し、受入のモデルケースを作成している。(資料3) このモデルケースは、PAZ以西の住民6割が大分県に避難することを想定して受入れ地域をパターン化したものである。

3 受入れ候補施設

避難所の選定は、県から受入れ要請又は受入れ準備の事前連絡等を受けた市町村が行うものとする。(候補施設は資料4のとおり)

なお、原則として避難元の数自治会単位で受け入れるなどして、可能な限り避難所の分散を避け、運営・管理の効率性にも留意するものとする。

4 輸送手段の事前確保

愛媛県内における住民の輸送手段、大分県の港までの船舶の手配・調整等は愛媛県が主として行うが、大分県内の港から各避難所までの輸送手段の確保・調整等の手続きについては、大分県が愛媛県と連携・協力して行うものとする。

また、有事の際に大分県内において円滑な輸送調整ができるよう、愛媛県と連携して継続的に訓練を実施するとともに、愛媛県と大分県内の輸送事業者等との連携については、愛媛県からの要望に応じて可能な限りの協力を行うものとする。

5 避難ルートの事前把握

愛媛県が原則として三崎港から佐賀関港等までのフェリーによる避難を想定していることから、本県においても同様の避難を想定し、佐賀関港やその他県内の重要港湾(大分港、別府港、津久見港、佐伯港、中津港)等から受入れ候補施設までのおおよその避難ルートを事前に把握しておく。

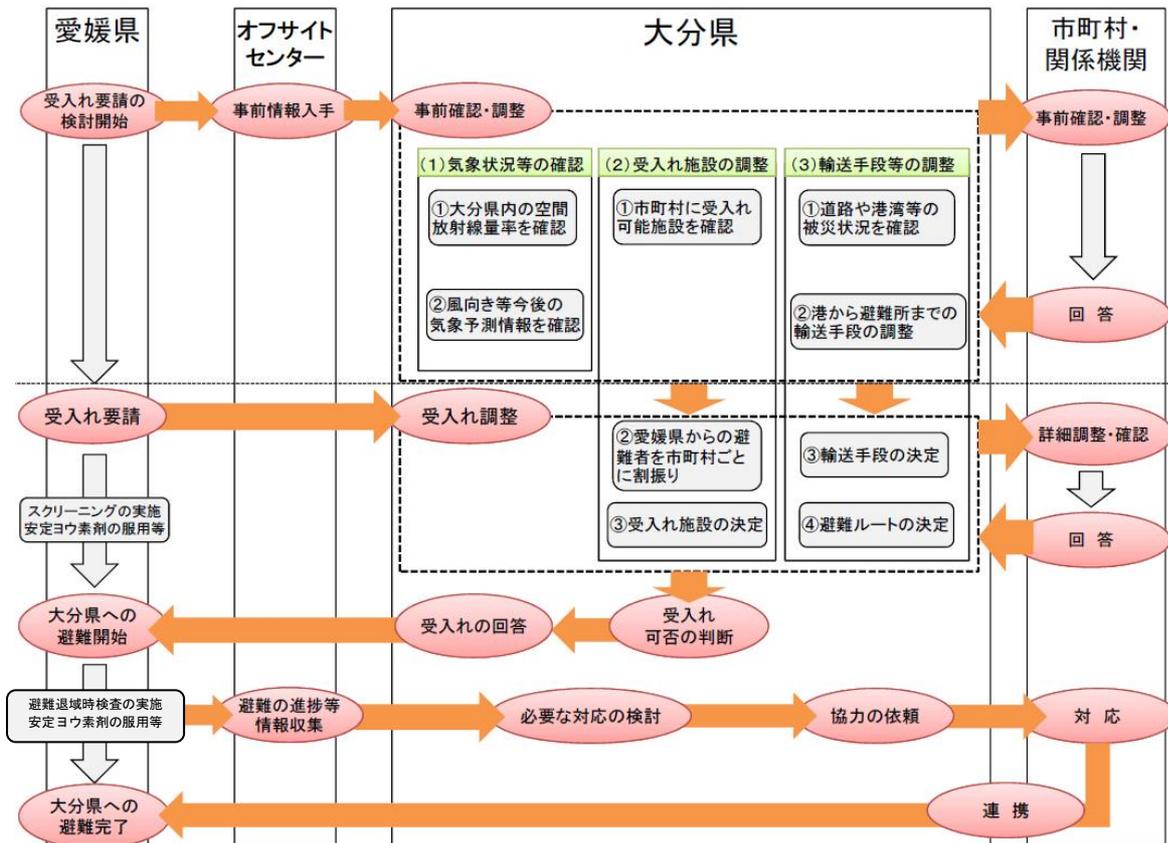
※実際に通行する経路については、被災状況等に応じて、大分県及び大分県バス協会等の輸送事業者間で調整・決定するものとする。

6 住民避難を支援する事業所等に対する研修及び訓練

愛媛県、大分県及び住民避難を輸送等により支援する事業者は、連携し、研修機会の提供に努めるとともに、原子力防災訓練における住民搬送訓練等を通じて、避難体制の更なる充実・強化を図るものとする。

II 受入れ手順

1 受入れ完了までのフロー図



2 具体的手順

オフサイトセンターの派遣職員から愛媛県が大分県への住民避難を検討し始めた旨の連絡等を事前に受けた場合又は愛媛県から避難者の受入れ要請があった場合は、本県災害対策本部等は、次のとおり県内の地震・津波等の被災状況や放射性物質の影響等を確認し、受入れが可能であるか判断する。

なお、愛媛県や受入市町村、関係機関等との調整に係る連絡体制は第1章の定めによるものとし、必要に応じ電話等を用いて個別に調整を行うものとする。

(1) 本県内の状況確認

① 緊急時モニタリング結果等の確認

国や愛媛県から提供される情報や第2章の定めにより実施した緊急時モニタリングの結果をもって本県に放射線の影響がないことを確認する。

② 気象予測等の確認

大分地方気象台から避難受入が想定される時期の気象予報に係る意見を求めるなどとして、避難船舶の航行に影響がないか確認する。

③地震・津波等による被災状況を確認

地震・津波等により、本県の被害が予想される場合は、県内市町村や港湾、道路等の被災状況を確認する。

(2) 市町村と受入れ施設等の調整

①受入れ可能施設の確認

県は、複合災害等による市町村への影響も考慮しながら、市町村に対して愛媛県からの避難者の受入れが可能な施設等の確認を依頼する。

依頼を受けた市町村においては、受入れ施設の開設等に係る人員等にも留意しつつ、受入れ可能施設の確認を行い速やかに県まで報告する。

※県はオフサイトセンターへの派遣職員との情報交換を密にし、愛媛県から避難してくることが見込まれる避難者の自治会ごとの人数等が分かり次第、速やかに市町村に情報提供を行うものとする。

②避難者の割振り

県は、市町村から回答を得た受入れ可能施設等に、避難者をそれぞれ割振り、市町村に受入れを要請する。(自治会単位での割振りに配慮)

③受入れ施設の決定(市町村から受入れの回答)

市町村は、避難所の開設等に係る人員を確保し、受入れの可否について回答する。

(3) 輸送手段・避難経路の調整

①輸送手段の確保

県は、大分県バス協会等の輸送事業者に対して、受入港から避難所までの輸送に係るバス等の移送手段の確保を依頼する。

また、確保の状況については、適宜情報収集を行い、不足が見込まれる場合は、自衛隊等にも協力を要請する。

※県はオフサイトセンターへの派遣職員との情報交換を密にし、愛媛県から避難してくることが見込まれる避難者の自治会ごとの人数等が分かり次第、具体的な必要台数を大分県バス協会等に速やかに連絡するものとする。

②輸送手段の決定

県は、避難者数や自治会の単位等を踏まえて確保したバス等に避難者を割振り、具体的な必要台数を決定し、大分県バス協会等の輸送事業者に協力を依頼する。

③避難ルート決定

避難を行う際に使用する主な避難ルートを、県警、道路管理者等と協議のうえ決定する。

④その他

必要に応じて、関係機関等に対し以下のような協力を依頼する。

警 察	：避難誘導、交通規制	消 防	：避難誘導
自 衛 隊	：避難者・物資の輸送	海 保	：避難者・物資の輸送
港湾管理者	：愛媛県からの船舶入港の許可		

(4) 受入れ可否の決定（愛媛県へ回答）

県は、(1)～(3)で確認・調整した結果をもとに、受入れ可否を判断し、愛媛県に電話、FAX等により回答する。

また、オフサイトセンター派遣職員にもその旨情報提供をする。

(5) 伊方町住民が避難開始

愛媛県内（三崎港等）において避難退域時検査を実施した後、伊方町職員等の誘導・保護のもと避難を開始する。

※ただし、事故状況が急速に悪化するなどして、愛媛県で避難退域時検査を実施するいとまがないとき等には、必要に応じて大分県（受入港等）でも避難者に対する避難退域時検査を実施する場合がある。（避難退域時検査の実施手順については第4章の定めによる。）

また、県は、国や愛媛県、オフサイトセンター派遣職員、その他関係機関から、避難の開始や大分県の港への到着予定時間、避難の進捗状況等について適宜情報収集し、必要に応じた対応を講じるものとする。

(6) 避難者の受入れ

①避難所の開設等は県が受入れ市町村へ要請する。

②避難者には伊方町職員等が同行し受入れ市町村と避難者間の調整を行う。

③避難開始当初は、伊方町職員等は住民の避難者の誘導等の対応をするため、避難所等の開設については、受入れ市町村が主体的に対応するものとする。

④受入れ市町村は必要に応じて、避難経由所を開設し、順次必要な避難所を段階的に開設し避難させる方法も検討する。

⑤避難行動や避難生活で特段の配慮が必要な避難行動要支援者や要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるとの観点から、陸路での早期避難を行うこととしていることや、本県での避難生活が短期間であることから、原則として福祉避難所の開設は予定していないが、何らかの理由により、開設する必要がある場合に備え、受入れ市町村は、福祉避難所の開設も検討するものとする

3 避難所の運営

(1) 避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所へ伊方町職員等を順次受入れ、受入れ市町村から伊方町に避難所運営の移管を完了させる。

(2) 食糧や毛布等の物資については、県及び受入れ市町村において可能な限り迅速な物資の確保に協力するものとする。

※愛媛県の広域避難計画上では、愛媛県や伊方町が国や関係事業者、受入自治体等に要請し迅速に確保することとなっている。

(3) 避難者への医療・健康相談については、伊方町からも保健師等が派遣されることとなっているが、被災の状況等によっては人員の不足が懸念されるため、県及び受入れ市町村においても、保健師や民生委員、医師等の人員の確保に努めることとする。

Ⅲ 愛媛県と調整すべき事項

1 避難者受入れに係る資機材の整備について

愛媛県からの避難者受入れに係る資機材は、愛媛県と調整のうえ原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を活用して整備するものとする。

2 避難の長期化の防止

県内市町村の避難所への避難は概ね1週間程度内とし、避難者が長期間愛媛県の自宅に帰宅できないと見込まれる場合、愛媛県及び伊方町は、避難者が避難所から準備する賃貸住宅、仮設住宅等へ早期に移転できるよう努めるものとする。

3 受入れに係る費用負担

受入れ市町村の負担とならないよう、災害救助法等の適用のほか、国や事業者に対する求償方法を愛媛県とともに検討する。

Ⅳ 本章の見直し

本章は、愛媛県広域避難計画に修正があった場合や、愛媛県原子力防災訓練と連携して実施する本県の訓練の検証結果等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

第2章 広域避難計画の前提

1. 広域避難計画対象市町

県防災計画に定める以下の原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の市町とする。

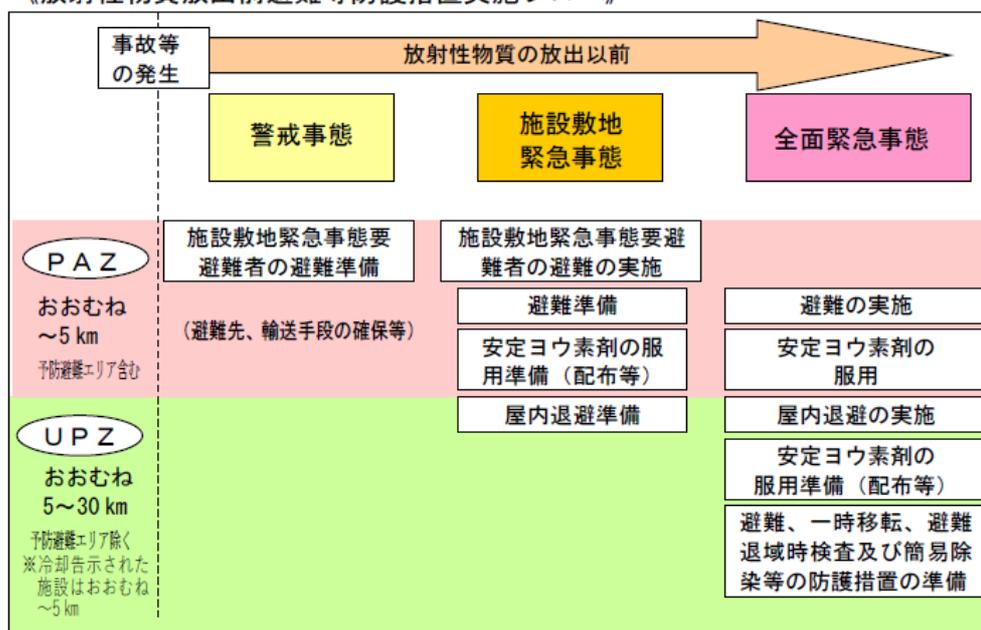
区分	範囲	対象市町
PAZ (Precautionary Action Zone) 〔予防的防護措置を準備する区域〕	原子力施設を中心として おおむね半径5kmの地域	伊方町
UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) 〔緊急防護措置を準備する区域〕	原子力施設を中心として おおむね半径30kmの地 域から、PAZを除いた地 域 [※]	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町
予防避難エリア [※] (PAZに準じた防護措置を準備する区域)		

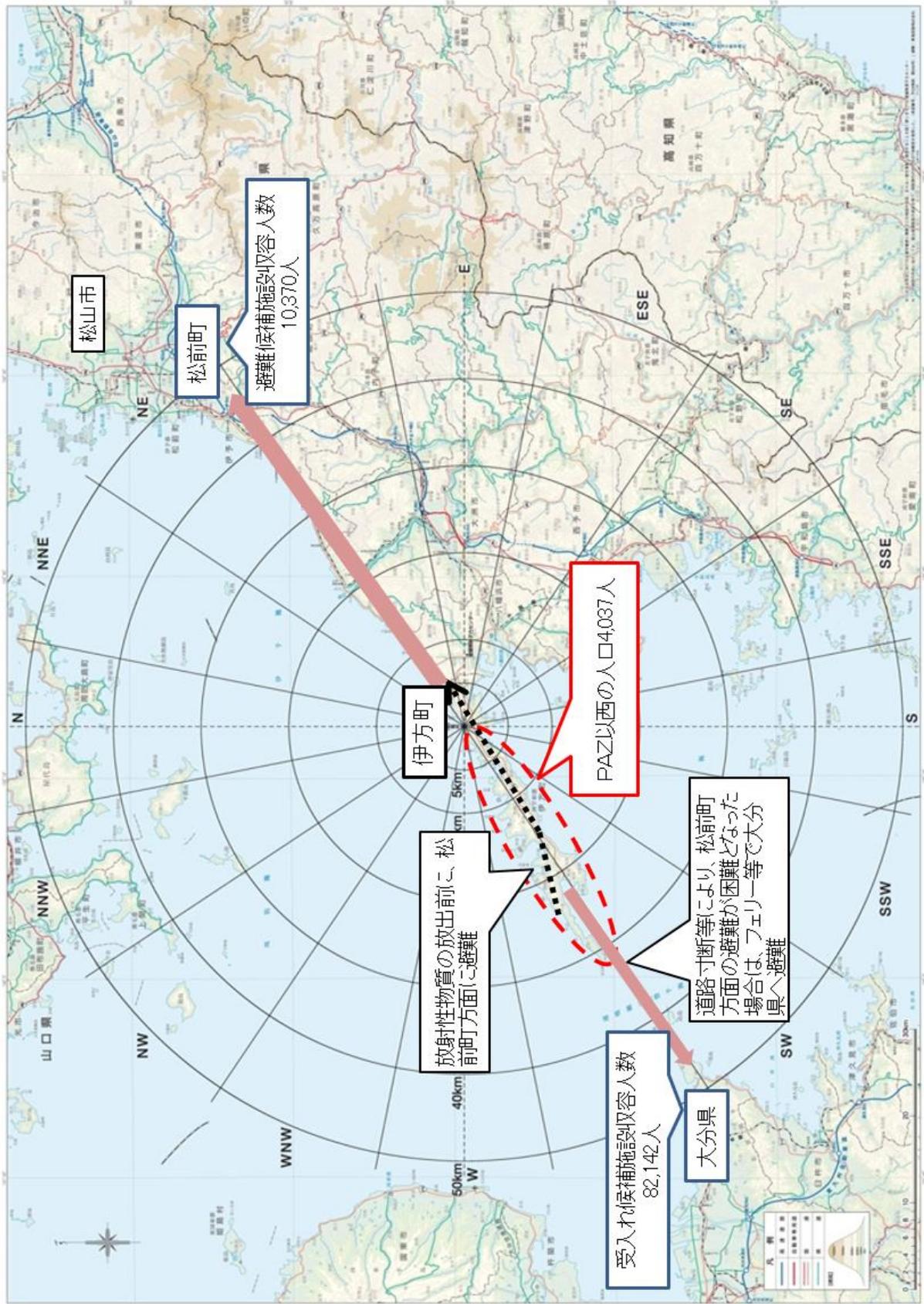
※UPZのうち、PAZ以西の佐田岬半島地域については、放射性物質の放出等により陸路での避難が困難になる場合があるため、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定める。ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設（以下「冷却告示された施設」という。）に係る原子力災害対策重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域をUPZと定め、当該地域以西の佐田岬半島地域については、原子力災害対策重点区域外とする。

5. 避難指示等の基本的考え方

避難指示等の発出時期や内容については、原子力災害対策指針に基づき、伊方発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、緊急時モニタリング結果に関する運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、段階的に実施するものとする。

《放射性物質放出前避難等防護措置実施フロー》



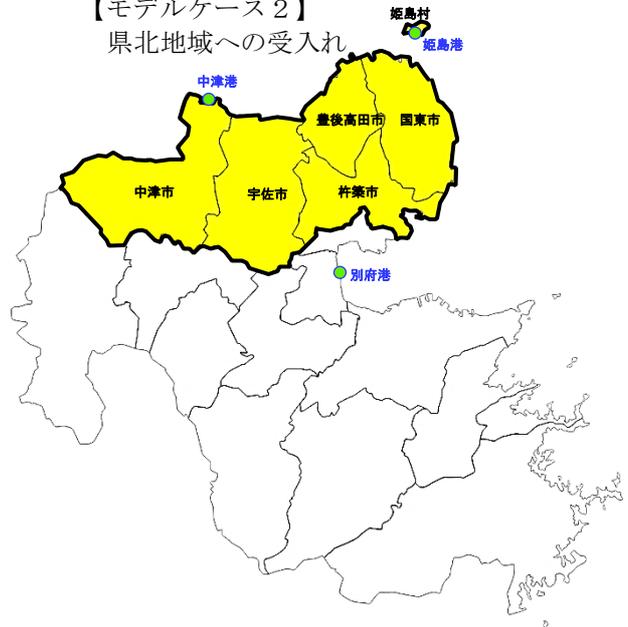


受入れモデルケース

【モデルケース1】
移動距離を考慮



【モデルケース2】
県北地域への受入れ



【モデルケース3】
県南沿岸地域へ受入れ



【モデルケース4】
内陸部地域へ受入れ



【モデルケース1（移動距離等を考慮したケース）】

伊方町（伊方地域、瀬戸地域、三崎地域）→ 別府市、佐伯市、臼杵市、由布市、日出町

避難地域	自治区	原発からの距離	人口	避難想定 人数	計	避難 グループ	寄港地	受入れ 市町村
伊方地域	とりず 鳥津	0~5Km	74	44	360	A	別府港	ひじまち 日出町
	おおなる 大成	0~5Km	60	36				
瀬戸地域	さいち 佐市	0~5Km	15	9	653	B	別府港	べっぶし 別府市
	あしなる 足成	0~5Km	109	65				
	みつくえ 三机	5~10Km	325	195				
	あげくら 上倉	5~10Km	6	3				
	まつのはま 松之浜	5~10Km	7	4				
	たこら(せと) 高浦(瀬戸)	5~10Km	7	4				
	おおえ 大江	5~10Km	72	43				
	しつ 志津	5~10Km	24	14				
	かわのはま 川之浜	5~10Km	283	169				
	しおなし 塩成	5~10Km	202	121				
	こじま 小島	10~15Km	40	24				
	たぶ 田部	10~15Km	48	28				
	こうも 高茂	10~15Km	12	7				
リゾート	10~15Km	55	33					
こうざき 神崎	10~15Km	48	28					
おおく 大久	10~15Km	310	186					
三崎地域	ふたなづ 二名津	15~20Km	287	172	372	C	佐賀関港	ゆふし 由布市
	みょうじん 明神	15~20Km	39	23				
	まつ 松	15~20Km	65	39				
	かまぎ 釜木	15~20Km	36	21				
	ひらいそ 平磯	15~20Km	39	23				
	なとり 名取	15~20Km	157	94				
	みさき 三崎	20~25Km	867	520	520	D	臼杵港	うすきし 臼杵市
	たかうら(みさき) 高浦(三崎)	20~25Km	71	42	507	E	臼杵港	さいまし 佐伯市
	さだ 佐田	20~25Km	26	15				
	おおさだ 大佐田	20~25Km	51	30				
いのうら 井野浦	20~25Km	92	55					
よほこり 与修	20~25Km	145	87					
くし 串	25~30Km	243	145					
しょうの 正野	25~30Km	222	133					
合計	32		4,037	2,412	2,412			

【モデルケース2（県北地域で受入れるケース）】

伊方町（伊方地域、瀬戸地域、三崎地域）→ 中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、
姫島村

避難地域	自治区	原発からの距離	人口	避難想定 人数	計	避難 グループ	寄港地	受入れ 市町村
伊方地域	とりず 鳥津	0～5Km	74	44				
	おおなる 大成	0～5Km	60	36				
瀬戸地域	さいち 佐市	0～5Km	15	9	360	A	別府港	ぶんごたかだし 豊後高田市
	あしなる 足成	0～5Km	109	65				
	みつくえ 三机	5～10Km	325	195				
	あげくら 上倉	5～10Km	6	3				
	まつのはま 松之浜	5～10Km	7	4				
	たこら(せと) 高浦(瀬戸)	5～10Km	7	4				
	おおえ 大江	5～10Km	72	43	613	B	中津港	なかつし 中津市
	しつ 志津	5～10Km	24	14				
	かわのはま 川之浜	5～10Km	283	169				
	しおなし 塩成	5～10Km	202	121				
	こじま 小島	10～15Km	40	24				
	たぶ 田部	10～15Km	48	28				
	こうぎき 神崎	10～15Km	48	28				
おおく 大久	10～15Km	310	186					
こうも 高茂	10～15Km	12	7	40	C	姫島港	ひめしまむら 姫島村	
リゾート	10～15Km	55	33					
三崎地域	ふたなづ 二名津	15～20Km	287	172	372	D	別府港	くにさきし 国東市
	みょうじん 明神	15～20Km	39	23				
	まつ 松	15～20Km	65	39				
	かまぎ 釜木	15～20Km	36	21				
	ひらいそ 平磯	15～20Km	39	23				
	なとり 名取	15～20Km	157	94				
	みさき 三崎	20～25Km	867	520	520	E	別府港	きつきし 杵築市
	たかうら(みさき) 高浦(三崎)	20～25Km	71	42	507	F	別府港	うさし 宇佐市
	さだ 佐田	20～25Km	26	15				
	おおさだ 大佐田	20～25Km	51	30				
いのうら 井野浦	20～25Km	92	55					
よほこり 与修	20～25Km	145	87					
くし 串	25～30Km	243	145					
しょうの 正野	25～30Km	222	133					
合計	32		4,037	2,412	2,412			

【モデルケース3（県南沿岸部地域で受入れるケース）】

伊方町（伊方地域、瀬戸地域、三崎地域）→ 大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、日出町

避難地域	自治区	原発からの距離	人口	避難想定人数	計	避難グループ	寄港地	受入れ市町村
伊方地域	とりず島津	0～5Km	74	44	44	A	津久見港	つくみし津久見市
	おおなる大成	0～5Km	60	36				
瀬戸地域	さいち佐市	0～5Km	15	9	316	B	別府港	ひじまち日出町
	あしなる足成	0～5Km	109	65				
	みつくえ三机	5～10Km	325	195				
	あげくら上倉	5～10Km	6	3				
	まつのはま松之浜	5～10Km	7	4				
	たこら(せと)高浦(瀬戸)	5～10Km	7	4				
	おおえ大江	5～10Km	72	43	371	C	佐伯港	さいまし佐伯市
	しつ志津	5～10Km	24	14				
	かわのはま川之浜	5～10Km	283	169				
	しおなし塩成	5～10Km	202	121				
	こじま小島	10～15Km	40	24				
	たぶ田部	10～15Km	48	28	796	D	佐賀関港	おおいたし大分市
	こうぎき神崎	10～15Km	48	28				
	おおく大久	10～15Km	310	186				
こうも高茂	10～15Km	12	7					
リゾート	10～15Km	55	33					
三崎地域	ふたなづ二名津	15～20Km	287	172	796	D	佐賀関港	おおいたし大分市
	みょうじん明神	15～20Km	39	23				
	まつ松	15～20Km	65	39				
	かまぎ釜木	15～20Km	36	21				
	ひらいそ平磯	15～20Km	39	23				
	なとり名取	15～20Km	157	94				
	たかうら(みさき)高浦(三崎)	20～25Km	71	42				
	さだ佐田	20～25Km	26	15				
	おおさだ大佐田	20～25Km	51	30				
	いのうら井野浦	20～25Km	92	55				
みさき三崎	20～25Km	867	520	607	E	別府港	べっぶし別府市	
よほこり与修	20～25Km	145	87					
くし串	25～30Km	243	145	278	F	臼杵港	うすきし臼杵市	
しょうの正野	25～30Km	222	133					
合計	32		4,037	2,412	2,412			

【モデルケース4（内陸部で受入れるケース）】

伊方町（伊方地域、瀬戸地域、三崎地域）→ 日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町

避難地域	自治区	原発からの距離	人口	避難想定人数	計	避難グループ	寄港地	受入れ市町村
伊方地域	とりず鳥津	0～5Km	74	44	154	A	別府港	このえまち九重町
	おおなる大成	0～5Km	60	36				
瀬戸地域	さいち佐市	0～5Km	15	9	327	B	別府港	くすまち玖珠町
	あしなる足成	0～5Km	109	65				
	みつくえ三机	5～10Km	325	195	250	C	別府港	ゆふし由布市
	あげくら上倉	5～10Km	6	3				
	まつのほま松之浜	5～10Km	7	4				
	たこら(せと)高浦(瀬戸)	5～10Km	7	4				
	しおなし塩成	5～10Km	202	121	796	D	別府港	ひたし日田市
	おおえ大江	5～10Km	72	43				
	しつ志津	5～10Km	24	14				
	かわのはま川之浜	5～10Km	283	169				
	こじま小島	10～15Km	40	24				
	たぶ田部	10～15Km	48	28	607	E	臼杵港	ぶんごおおのし豊後大野市
こうぎき神崎	10～15Km	48	28					
おおく大久	10～15Km	310	186					
こうも高茂	10～15Km	12	7					
リゾート	10～15Km	55	33	278	F	臼杵港	たけたし竹田市	
ふたなづ二名津	15～20Km	287	172					
三崎地域	みょうじん明神	15～20Km	39	23	607	E	臼杵港	ぶんごおおのし豊後大野市
	まつ松	15～20Km	65	39				
	かまぎ釜木	15～20Km	36	21	278	F	臼杵港	たけたし竹田市
	ひらいそ平磯	15～20Km	39	23				
	なとり名取	15～20Km	157	94				
	たかうら(みさき)高浦(三崎)	20～25Km	71	42				
	さだ佐田	20～25Km	26	15				
	おおさだ大佐田	20～25Km	51	30				
	いのうら井野浦	20～25Km	92	55				
	みさき三崎	20～25Km	867	520				
よほこり与修	20～25Km	145	87					
くし串	25～30Km	243	145	278	F	臼杵港	たけたし竹田市	
しょうの正野	25～30Km	222	133					
合計	32		4,037	2,412	2,412			

(資料4)

原子力災害発生時における避難先候補施設 集計表

()はコンクリート造(RC・SRCを含む)

令和5年4月1日時点

市町村名	屋内受入 箇所数	屋内面積 (m ²)	屋内収容 可能人数	屋内収容 可能人数 (感染症流行下)	参考		
					屋外受入 箇所数	屋外面積 (m ²)	屋外収容 可能人数
大分市	7 (7)	6,288 (6,288)	3,143 (3,143)	1,570 (1,570)	6	21,346	10,669
別府市	12 (11)	5,049 (4,482)	2,521 (2,238)	1,257 (1,116)	7	11,578	5,787
中津市	38 (29)	25,508 (17,458)	12,746 (8,724)	6,367 (4,357)	37	338,585	362,576
日田市	1 (1)	2,746 (2,746)	1,373 (1,373)	686 (686)	1	19,524	9,762
佐伯市	4 (4)	4,820 (4,820)	2,410 (2,410)	1,205 (1,205)	0	0	0
臼杵市	3 (3)	2,948 (2,948)	1,473 (1,473)	736 (736)	3	9,430	4,715
津久見市	9 (9)	8,215 (8,215)	4,105 (4,105)	2,050 (2,050)	1	21,338	10,669
竹田市	3 (2)	743 (426)	370 (212)	184 (105)	1	3,000	1,500
豊後高田市	23 (17)	15,608 (14,039)	7,801 (7,018)	3,894 (3,504)	8	25,904	12,950
杵築市	22 (19)	41,080 (39,592)	20,536 (19,792)	10,265 (9,893)	18	141,750	72,121
宇佐市	21 (11)	3,902 (3,198)	1,944 (1,596)	967 (795)	18	38,429	19,211
豊後大野市	10 (10)	4,942 (4,942)	2,469 (2,469)	1,233 (1,233)	9	79,668	47,146
由布市	31 (28)	21,626 (20,067)	10,809 (10,030)	5,398 (5,009)	23	141,791	70,893
国東市	5 (5)	3,955 (3,955)	1,976 (1,976)	987 (987)	5	17,423	8,711
姫島村	17 (6)	2,626 (1,783)	1,308 (889)	650 (442)	2	33,340	16,669
日出町	10 (10)	7,127 (7,127)	3,563 (3,563)	1,781 (1,781)	10	176,267	88,131
九重町	11 (11)	4,496 (4,496)	2,245 (2,245)	1,120 (1,120)	11	78,400	39,200
玖珠町	8 (8)	2,702 (2,702)	1,350 (1,350)	674 (674)	8	17,479	8,737
大分県 計	235 (191)	164,381 (149,284)	82,142 (74,606)	41,024 (37,263)	168	1,175,252	789,447

《集計条件》

- ・収容可能人数は、避難先候補施設の面積（有効面積を把握している施設は有効面積）を基に、1人あたり2 m²（感染症流行下は4 m²）として計算
- ・避難経路所となり得る避難施設の屋外部分についても、参考として1人2 m²として屋外受入人数を計算

第7章 複合災害時の対応

I 基本原則

II 活動体制

III 情報伝達・広報活動

IV 住民への情報伝達及び避難行動

V 愛媛県からの避難者受入れ

I 基本原則

地震や津波、風水害等（以下これらをまとめて「津波等」という。）の自然災害に起因して原子力災害が発生する複合災害においては、県や市町村等の関係機関が複数の災害に同時に対応しなければならないことや、住民においても両方に対して、自分の安全を確保するために適切に行動する必要があるなど、様々な対応が求められる。

東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故において、津波の到達後、原子炉から放射性物質が放出されるまで約 24 時間であったことを踏まえると、重点区域外に位置する本県に影響が生じるまでは一定の時間的猶予があると考えられる。

また、万一、放射性プルームが本県に到達した場合でも、本県は、伊方発電所から相当程度の距離（最短で約 45 km）にあり、直ちに健康被害を及ぼすおそれや即時の避難が必要となる程の高い放射線量率に至ることは考えにくいことから、原子力災害に対しては、無用の混乱に陥ることのないよう、冷静に行動することが重要となる。

そこで、複合災害が発生した場合においても、人命の安全を第一とし、津波等による人命への直接的なリスクが極めて高い場合には、津波等に対する避難行動をとり安全が確保された後に、原子力災害に対する防護措置を講じるものとする。

原子力災害の観点から何らかの防護措置が講じられているなかであっても、周囲の状況等により防護措置の継続が危険である場合は、人命への直接的リスクを回避するため、緊急的に安全確保措置を実施する。

II 活動体制

1 県の災害対策体制

先行して地震や津波等の自然災害が発生した際には、まず、こうした自然災害に対応するため、大分県地域防災計画（地震・津波対策編）、同計画（風水害対策編）及び大分県災害対策本部等運営要綱に基づき、それぞれの災害状況に応じて、災害対策連絡室、災害警戒本部、災害対策本部を設置し、対応することとなる。

これらの自然災害等に起因して、原子力災害が発生した場合又は原子力災害に発展するおそれがある場合においては、第 1 章 II のとおり、災害対策連絡室及び災害警戒本部の中に、原子力災害に対応する専任職員を配置することとし、災害対策本部が設置された場合には、同本部総合調整室内に、環境保全課長を班長とする原子力災害対策班を設置するものとする。

また、複合災害時には、先発災害である自然災害への対応に多くの要員を必要とし、後発災害である原子力災害に対応する要員が不足することや、望ましい配分ができないことなどが想定されるため、早期に国や県外等を含めた広域的な応援要請を行うこととする。

2 緊急時モニタリング及び原子力災害医療の体制

複合災害時には、専門的な知識と技能が必要であり、要員の業務が重複し要員の確保が特に困難となることが予想されることから、必要な要員を確保するため次のとおり対応を行う。

(1) 応援要請の準備

原子力災害の発生情報を覚知した時点で、広域応援協定等に基づき被災していない原子力発電所が立地する道府県を中心に人員の派遣、資機材提供等の要請の準備を行う。

①要請の根拠となる応援協定

- ア 九州・山口9県災害時応援協定
- イ 関西広域連合との広域応援協定
- ウ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

②要請の窓口

九州・山口9県被災地支援対策本部事務担当県

(2) 応援要請の手続き

応援を求める人員・資機材等は、原子力災害の進展状況、風向きなどの気象条件等を踏まえて算定し、万が一に備えた派遣の要請を電話で行ったうえで、後日文書により所定の応援要請書を提出する。

(3) 県災害時健康危機管理支援チーム

安定ヨウ素剤の配布・服用にあたる医療チームは、県の災害対策本部長の指示により、一時集結所を所管する保健所（大分市は市の保健所）が市町村との協議のうえ構成するが、複合災害の場合には、負傷者への対応など災害医療の業務が急増するため、医療の専門的な知識や技能を有する要員の確保が困難となることが予想される。

当該保健所で人員確保が困難な場合は、福祉保健部長が県災害時健康危機管理支援チームとして必要な要員を確保することとする。

県災害時健康危機管理支援チームで人員の確保が困難な場合は、県（医療政策課、薬務室）が窓口となり、調整を行いながら、県医師会、県薬剤師会、県看護協会の協力を得て、チームを構成するものとする。

Ⅲ 情報伝達・広報活動

1 通信手段の確保

複合災害においては、津波等により、通信が途絶することが想定されるが、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている県防災行政無線、衛星回線等あらゆる設備を活用して通信手段の確保に努める。

また、こうした場合では、フェリー等の交通手段が確保できないことも予想されるため、防災ヘリ等を利用して、職員をオフサイトセンターに派遣し、現地で情報収集活動を行いながら、上記の通信手段やIP無線機等を活用して、速やかに県災害対策本部に情報伝達を行う。

2 住民への的確な情報伝達

(1) 住民への広報に際して、津波等により情報伝達手段の機能喪失が予想される場合は、必要に応じて緊急放送（TV、ラジオ）や広報車等の代替手段を検討し、確実に住民広報が伝達できるよう努める。

(2) 複合災害時は、様々な情報が交錯することも予想されるため、住民の不安解消や混乱防止のため、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口（第1章Ⅲ）を速やかに設置する。

Ⅳ 住民への情報伝達及び避難行動

1 県や市町村の対応

(1) 避難の呼びかけ

地震発生後の気象台情報等に注意し、大津波警報や津波警報等の発令があった場合には、防災行政無線やテレビ、ラジオ、安全安心メール等によって、直ちに津波等からの早期避難を呼びかける。

(2) 原子力発電所の事故情報の収集と情報伝達

津波は、繰り返し襲ってくるため、津波避難の呼びかけを継続的に行うとともに、国や立地県と連携して、原子力発電所の事故情報等を収集し、市町村や関係機関を通して、住民等に情報伝達や広報活動を行う。また、情報伝達等に当たっては、津波等から避難することの優先性と事故情報への継続的な注意を呼びかける。

(3) 注意喚起及び防護措置の実施の伝達

事故の進展により、原子力緊急事態宣言の発出や、国の指示があった場合は、速やかに市町村や関係機関を通じて、住民に対して注意喚起や指示の伝達を行うとともに、大津波警報や津波警報等が継続中の場合は、津波等からの安全の確保を最優先に行動するように呼びかける。

(4) 防護措置を講ずることが困難な住民への支援

市町村や関係機関、防災ヘリ等を通じて、住民の津波からの避難状況について情報収集を行い、道路の寸断や津波の浸水等で、屋内退避等の防護措置を講ずることが困難な地域や住民については、自衛隊や消防、警察等に移動の支援を要請する。

一時移転等を行う場合において、一時移転先の避難所や経路となる幹線道路等が津波等の影響で被災していることも想定されるため、予定される隣接市町村等の避難所や道路の被災状況等の速やかな把握に努め、必要に応じて、より広域な移転を関係市町村と調整する。

2 住民の避難行動

(1) 津波等からの避難

地震の揺れが収まったことを確認後、津波のおそれのある場合は、あらかじめ自主防災組織や事業所ごとに定めた避難計画に基づいて、速やかに高台等の指定緊急避難場所（一時避難場所）に避難する。

(2) 災害情報の確認と屋内退避の準備

指定緊急避難場所に避難し、津波から身の安全を確保した後は、防災行政無線やテレビ、ラジオ等により、災害情報に注意し、近傍の原子力発電所で事故が発生し、本県にも放射性プルーム等の影響が及ぶ可能性のある場合には、津波の危険がないことを確認後、屋内退避の可能な指定避難所や自宅等の建物への移動を開始する。

(3) 指定避難所等への移動が困難な場合

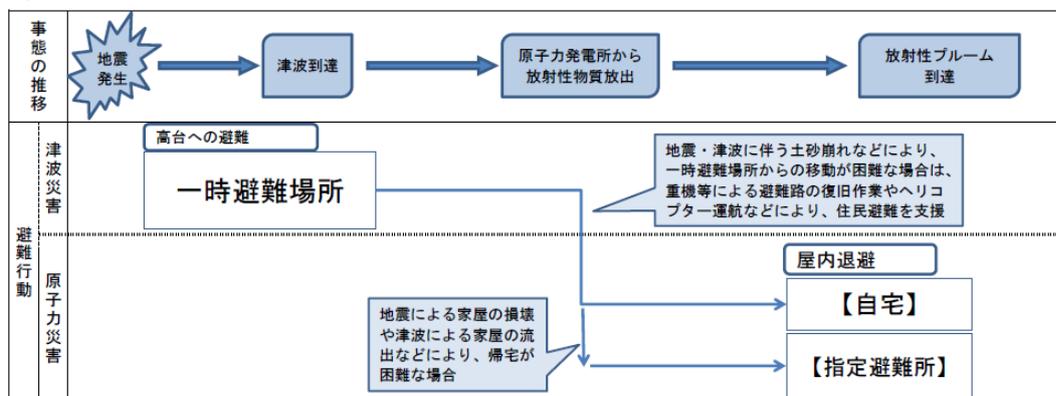
道路の寸断や津波の浸水等のため、指定緊急避難場所から屋内退避の可能な建物等への移動が困難な場合は、あらゆる通信手段や赤色・黄色の布などを使って、移動に支援が必要なことを市町村や消防、警察、自衛隊等の関係機関に伝える。

(4) 防護措置の実施

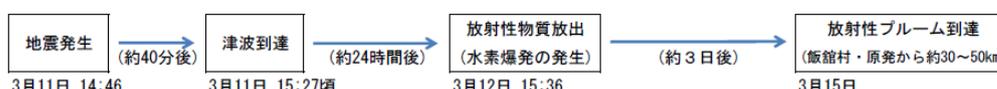
県や市町村から注意喚起や国から防護措置の指示があった場合は、第3章の定めに基づき対応する。

万一、津波等の影響で屋内退避をする前に、放射性プルームが到達した場合には、長袖の服やマスクの着用等により、放射性物質の付着及び吸入を防止する。この場合においても、直ちに避難が必要となる高線量の被ばくでなければ、直ちに健康被害が及ぶことはないため、無用の混乱は避け、落ち着いて行動することが大切である。

○複合災害時における事態の推移に沿った行動



【参考：東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発事故（平成23年3月）の例】



V 愛媛県からの避難者受入れ

広域複合災害が発生した場合は、本県においても、津波等により大きな被害が発生することが予想される。このような場合は、本編第6章により、県内の市町村と調整を行い、最大限の努力をしつつ、可能な範囲で避難住民の受け入れを行うものとする。

具体的な受入れ市町村の決定については、県内市町村の被災状況や港湾施設、陸路の被害状況等を踏まえたうえで、被災市町村へ過重な負担がかからないことに配慮しつつ、あらかじめ示した4つのモデルケースも参考にしながら、様々な要素を考慮して、柔軟に対応するものとする。

大分県原子力災害対策実施要領の沿革

- 1 平成 26 年 3 月 策定
- 2 平成 27 年 7 月 改定
- 3 平成 28 年 3 月 改定
- 4 平成 29 年 8 月 改定
- 5 平成 30 年 8 月 改定
- 6 令和 2 年 1 月 改定
- 7 令和 2 年 12 月 改定
- 8 令和 6 年 9 月 2 日 改定